

第二次あだち都市農業振興プラン (案)

**あだち都市農業振興プラン推進協議会
令和7年11月19日開催**

足立区産業経済部産業振興課

目 次

第1章 あだち都市農業振興プランの策定に向けて（中間見直し）

1 新たなプラン策定の背景と目的（中間見直し）	1
2 プランの位置づけ	2
3 プランの推進主体と役割	3
4 プランの計画期間	4
5 プランの進捗管理	4
6 プランの推進に向けた経営モデル	5

第2章 区内農業の現状と課題

1 区内農業の変遷	11
2 区内農業の現状	11
3 区内農業の課題	18

第3章 農業振興方針と施策

1 基本的方向性	26
2 農業振興施策	27

資料編

1 用語の説明	41
2 プラン中間見直しの経過	43
3 (農業者) 農地・農業に対する意識調査結果	45
4 (区民) 農地・農業に対する意識について	49

第1章 あだち都市農業振興プランの策定に向けて（中間見直し）

1 新たなプラン策定の背景と目的（中間見直し）

高度経済成長期以降、都市における農地は、市街化の進展とともに消えていく過渡的な存在と捉えられていました。しかし昭和60年代になると、急激な地価上昇に伴う宅地需要のひつ迫に対応するため、都市農地の宅地化促進が求められるようになり、宅地化する農地と、生産緑地地区に指定し保全する農地への区分が進められました。

近年の「都市に農業や農地を残していくべき」という声の高まりや、東日本大震災をきっかけとした都市農地の防災機能の見直し等を背景に、平成27年の「都市農業振興基本法」の制定、その翌年の「都市農業振興基本計画の閣議決定」を経て、従来「宅地化すべきもの」とされてきた都市農地の位置付けは、都市に「あるべきもの」へと転換されました。

平成29年6月には「生産緑地法」が一部改正され、面積要件の引き下げや10年間期間を延長する特定生産緑地制度（※1）が創設されました。加えて、平成30年9月には「都市農地の貸借の円滑化に関する法律」が施行され生産緑地（※2）の貸借がよりスムーズに進むように改められました。

このような状況の変化の中、区はこれまで、令和2年12月に策定された「第二次あだち都市農業振興プラン」に基づいて、農業者はもとより区民にも魅力ある産業としての都市農業の振興を図るため、さまざまな施策を展開してきました。

しかしながら、この間、足立区の農地や農業者数は減少を続け、世界情勢の不安定さやエネルギー価格上昇などの影響を受けた農業生産資材の価格高騰など、農業を取り巻く環境は厳しさを増しています。

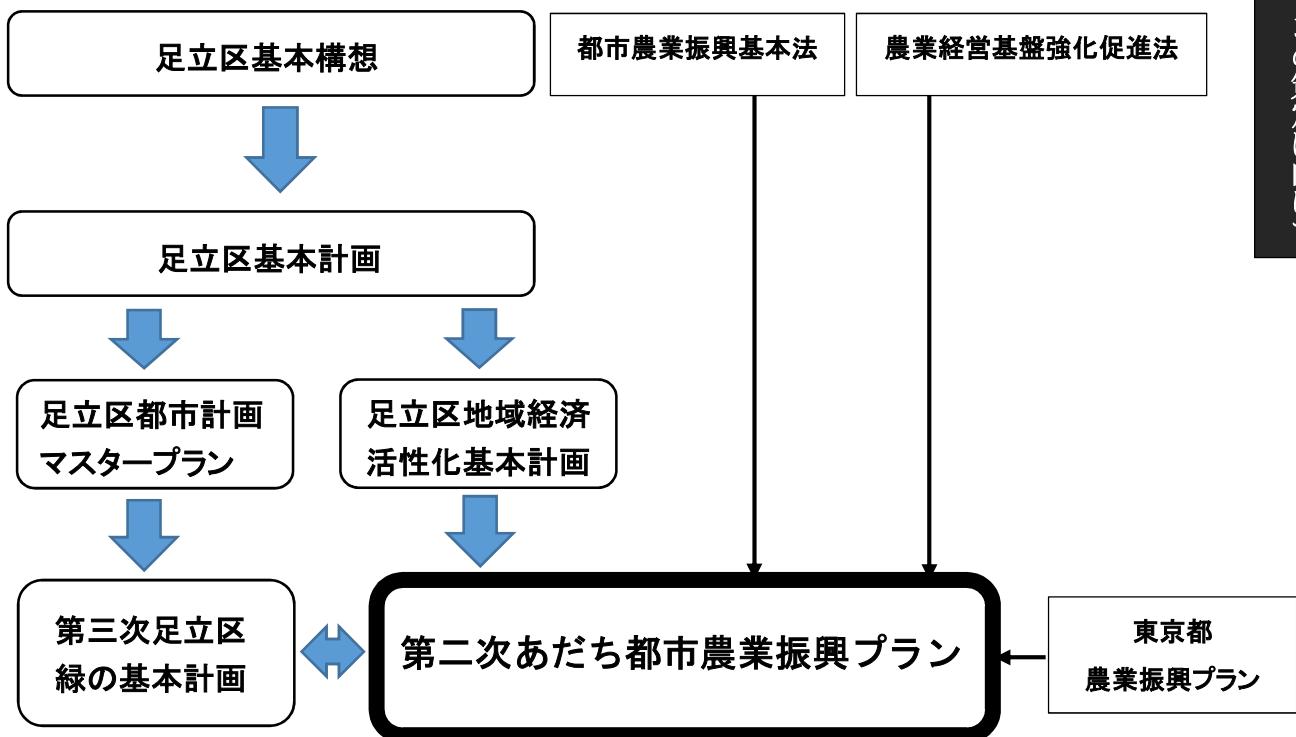
その一方で、令和5年3月に新たな「東京農業振興プラン」が策定され、将来を見据えた持続可能な東京農業の施策展開が明示されました。令和5年4月には「農業経営基盤強化促進法」が一部改正され、農業を担う者の確保及び育成に関する事項等が盛り込まれました。加えて、令和7年5月には「生産緑地法施行令」が一部改正され、行為制限の対象外である行為のうち、直売所、農家レストラン等の施設の設置・管理に係る一定の行為について、面積にかかわらず区長の許可が必要となりました。

「第二次あだち都市農業振興プラン」の策定から5年が経過し計画期間の中間年を迎えたため、区内の農業を取り巻く変化を踏まえ、数値の更新や事業・指標の修正など見直しを行います。

2 プランの位置づけ

本プランは、「足立区地域経済活性化基本計画」の分野別計画として、「都市農業振興基本法」における地方計画を兼ねるものとします。また、農業経営基盤強化促進法における「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」として位置づけます（P 2 図1）。

図1 プランの位置づけ



3 プランの推進主体と役割

あだち都市農業振興プランの推進にあたり、「足立区」「農業委員会」「JA東京スマイル農業協同組合（JA東京スマイル）」「農業者」「商工業者」「区民」の役割を次のとおり明確にし、相互の理解と協力を深め、取り組んでいきます（P3 表1）。

図2 プランの推進主体と役割（イメージ）

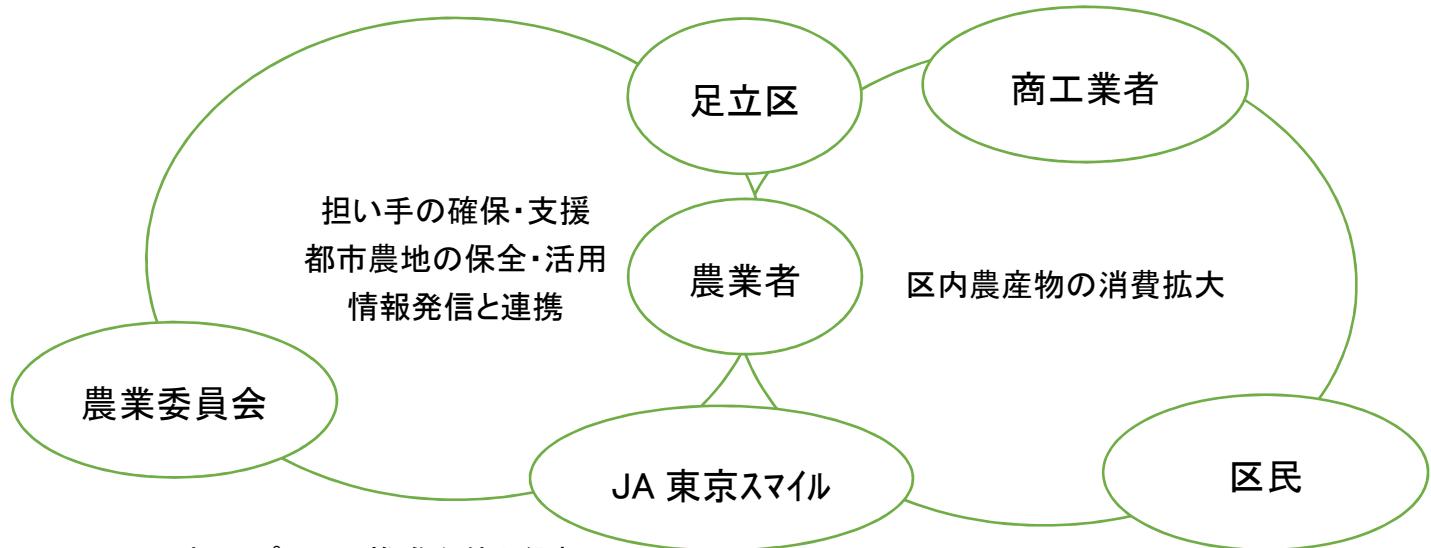


表1 プランの推進主体と役割

主 体	役 割
足立区	<p>①意欲ある農業者に対して積極的に支援を行い、都市農業の保全に努めるとともに、府内の関係各課が積極的に、計画を推進する。</p> <p>②事業の推進にあたりJA東京スマイル及び農業者、関係団体、区民間の調整を行うとともに、適切かつ最新情報を提供し、相互理解と協力を努める。</p>
農業委員会	<p>①農業生産力の発展及び農業経営の合理化を推進する。</p> <p>②行政、農業者、区民との円滑な協力関係の保持に努め、相互に連携し事業を推進する。</p>
JA東京スマイル	<p>①農業者に対し適正な営農指導と経営改善に対する助言を行う。</p> <p>②農業者で組織する団体の育成と助言を行う。</p> <p>③行政、農業者、区民との円滑な協力関係の保持に努め、相互に連携し事業を推進する。</p>

主 体	役 割
農業者	①農地を適正に管理するとともに、環境に配慮し、安全な農産物の生産に努める。 ②農地、農業を地域の貴重な資源と認識し、区民から信頼される持続性ある農業の確立に努める。 ③区内産農産物を区民に提供し、地産地消に努める。
商工業者 (飲食店、青果店、商店街など)	①区内の農産物を積極的に取り扱う。 ②地場流通など農業者と区民を結ぶ取組みを推進する。
区民(消費者)	農地、農業の役割を理解し、農地保全、地産地消の推進に協力する。

4 プランの計画期間

令和2年度からおおむね10年間としており、社会情勢・経済の変化や施策の進捗状況などを踏まえ、令和7年度に中間見直しを実施しました。

年 度	令和2年度	令和7年度	令和12年度
プラン計画	プラン策定	プラン中間見直し	プラン改定

5 プランの進捗管理

本プランで掲げた施策について、その具現化を図るとともに、進捗を管理していく必要があります。

そのため、あだち都市農業振興プラン推進協議会を年1回程度開催し、事業の進捗チェックと必要に応じた改善を行い事業推進を図ります。

6 プランの推進に向けた経営モデル

プランの推進には、区内農業者の経営が維持されることが前提となります。農業者が持続可能な経営計画を作成する際の指標となるよう、実際の経営事例を参考に、農業所得などの経営モデルを次のとおり設定します。

表2 目標とする農業所得・労働力・労働時間

項目	目標値
(1)農業所得	400～600 万円を基本。農業者の経営形態に応じて 1,000 万円も設定。 経営規模の拡大が困難な農業者の所得目標は、300 万円。
(2)労働力	主たる従事者2人と補助的従事者1人からなる家族経営を基本。
(3)労働時間	主たる従事者1人当たりの年間労働時間を1,800 時間。

表3 新たに農業経営を営もうとする若年農業者等の目標

項目	目標値
ア 若年農業者等の育成・確保	年に1人。
イ 若年農業者等の確保に向けた足立区の取組み	将来的には認定農業者(※3)へと誘導。
ウ 労働時間及び農業所得の目標	年間総労働時間(主たる従事者1人あたり1,800 時間程度)水準の達成。 農業経営開始から5年後には農業所得が主となって生計が成り立つ、年間農業所得 300 万円程度の達成。
エ 目標とすべき経営モデルの類型・指標	次頁の「目標とする経営モデル」の7に示す農業所得 300 万円を経営モデルとする。

（1）目標とする農業所得

令和2年の農林業センサスによると販売金額が500万円以上の区内農業経営体数は、58戸の内13戸と約2割を占めます。

農業所得の増加による安定した農業経営を実現するためには、目標となる農業所得を設定し、農業者が目標に向かってステップアップしていくよう支援することが必要です。

農業所得の目標は、東京農業振興プラン（令和5年3月発行）で設定されている「地域の農業を担う経営モデル」の所得目標である400～600万円を基本としますが、農業者の経営形態に応じて1,000万円も設定します。また、後継者不在などにより経営規模の拡大が困難な農業者の所得目標は、東京農業振興プランで設定されている「農業の広がりを支える経営モデル」の所得目標300万円とします。

（2）目標とする労働力

当区では、農業経営体の自営農業に従事した世帯員数は平均2.9人、このうち仕事が主で、主に自営農業に従事した世帯員数は平均2.0人です。このことから、目標とする労働力は主たる従事者2人と補助的従事者1人からなる家族経営を基本とします。労働力が不足する農業者については、雇用労働力やあだち農業ソーターなどを活用していきます。

（3）目標とする労働時間

農業者の健康や余暇時間を確保する観点から、機械化などによる農作業の省力化を積極的に進め、主たる従事者1人当たりの年間労働時間を1,800時間とします。

また、休日の設定や家族間の経営分担などを進めるとともに、繁忙期の臨時雇用者やあだち農業ソーターなどの確保が円滑に進むよう体制を整えます。

（4）新たに農業経営を営もうとする若年農業者等の目標

ア 若年農業者等の育成・確保に関する目標

国は新規就農者育成総合対策として、40代以下の農業従事者の拡大を政策目標に掲げています。

令和7年度の足立区の新規就農者は3人となっており、担い手の高齢化や、農業従事者の減少を考慮すると、将来にわたって担い手を安定的かつ計画的に確保していく必要があります

区内新規就農者は過去10年間で1.4人／年という実態を踏まえ、足立区で新たに農業経営を営もうとする若手農業者などの確保については、年に1人とします。

イ 若年農業者等の確保に向けた足立区の取組み

足立区における新規就農者への支援については、都の農業経営・就農支援センターで就農支援業務を担う公益財団法人東京都農林水産振興財団及び一般社団法人東京都農業会議との連携を図り、就農相談機能の充実を目指します。また、技術指導及び経営指導については特に重点を置き、東京都区部農業改良普及センター、JA東京スマイル農業協同組合等と連携して将来的には認定農業者（※3）へと誘導します。

ウ 労働時間及び農業所得の目標

足立区及び周辺区の他産業従事者や優良な農業経営の事例と均衡する年間総労働時間（主たる従事者1人あたり1,800時間程度）水準の達成と、農業経営開始から5年後には農業所得が主となって生計が成り立つ、年間農業所得300万円程度の達成を目標とします。

エ 目標とすべき経営モデルの類型・指標

現に足立区及び周辺区で展開している優良事例を踏まえ、類型は次頁の「目標とする経営モデル」の7に示す農業所得300万円を経営モデルとします。

(5) 目標とする経営モデル

当区の特産農産物と現在の農業経営の状況を基本に、次の7タイプを経営モデルとします。年間所得目標については、「東京農業振興プラン」を参考に設定しました（P 8 表4）。

表4 目標とする経営モデル

	経営モデル	経営耕地(a) 作付面積(a)	労働力 (人)	主な品目	年間所得 目標 (千円)	主な施設・ 機械
1	コマツナの学校 給食を主とした 経営	50 (施設40) 300	3 + 雇用1	コマツナ	10,000	園芸用ハウス トラクター 堆肥施設
2	花壇苗の市場出 荷を主とした 経営	70 (施設30) 120	3 + 雇用2	ハボタン パンジー 等	10,000	園芸用ハウス 播種機 自動土入れ機
3	ツマモノの市場 出荷を主とした 経営	30 (施設20) 80	3	ムラメ アユタデ メカブ	4,000～ 6,000	園芸用ハウス 予冷庫
4	エダマメ、ブロッ コリー、ネギ等の 市場出荷を主と した経営	60 (施設30) 240	2	エダマメ ブロッコリー ネギ コマツナ	4,000～ 6,000	園芸用ハウス トラクター 堆肥施設
5	多品目野菜の 直売経営	80 (施設20) 160	3 + 雇用 0.5	エダマメ ブロッコリー ネギ コマツナ	4,000～ 6,000	園芸用ハウス トラクター 堆肥施設
6	キク切花の市場 出荷を主とした 経営	60 (施設60) 60	2	キク	4,000～ 6,000	園芸用ハウス トラクター 動力噴霧機
7	直売所の出荷や 学校給食を主と した経営	60 (施設5) 100	2	コマツナ エダマメ ブロッコリー	3,000	園芸用ハウス 予冷庫

以下の（6）（7）は、農業経営基盤強化促進法が一部改正されたことに伴い、東京都の指示に基づき令和5年9月に追記しました。

（6）農業を担う者の確保及び育成に関する事項

当区の特産農産物を安定的に生産し、農業の維持・発展に必要となる効率的かつ安定的な経営を育成するため、6の（4）イ及び（6）アに示す取組や、生産方式の高度化や経営管理の合理化に対応した高い技術を有した人材の確保・育成に取り組みます。

加えて、足立区の農業の将来を担う幅広い人材の確保に向け、職業としての農業の魅力等を発信するとともに、他の仕事とともに農業に従事する者など農業生産に関わる多様な人材に対して、地域に定着し活躍できるよう必要な情報の提供や研修の実施等の支援を行います。

ア 農業を担う者の確保に向けた足立区の取組み

当区における農業を担う多様な者への支援について、JA東京スマイルなど関係機関と連携して、情報提供や、農業技術・農業経営に要する知識習得に向けた研修の実施等のサポートを行います。

また、就農後の定着に向けて、他の農家等との交流の場を設けるなど、必要となるサポートを行い、将来的には認定農業者へと誘導します。

イ 関係機関との連携・役割分担について

東京都農業会議、農業委員会やJA東京スマイルと連携し、農地に関する相談対応や情報の提供等を行います。また、区は、農業を担う者を受け入れるための地域の雰囲気づくりを行います。

ウ 就職等希望者のマッチングについて

当区は、JA東京スマイルと連携して、区内における作付け品目ごとの就農受入体制、研修内容、就農後の農業経営・収入・生活のイメージ等、就農等希望者が必要とする情報を収集・整理し、東京都及び農業経営・就農支援センターへ情報提供します。

農業を担う者の確保のため、JA東京スマイル等の関係機関と連携して、経営の移譲を希望する農業者情報を積極的に把握するよう努め、区の区域内において後継者がいない場合は、東京都及び農業経営・就農支援センター等の関係機関へ情報提供します。さらに、新たに農業経営を開始しようとする者が円滑に移譲を受けられるよう農業経営・就農支援センター、他区市町村農業委員会等の関係機関と連携して、円滑な継承に向けて必要

なサポートを行います。

(7) 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標及びその他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項

ア 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標

農業者アンケートでは約5割の農家に農業後継者があり、この農家では相続後も農業の継続が予想されます。令和2年度の農家戸数が119戸であることから令和11年度は約60戸が経営継続されると推定します。このうち効率的かつ安定的な農業経営を営む経営体を3分の1(20戸)とし、平均的な経営耕地面積を50aとして推計すると1,000aの農地が集積されることになります。10年後の農地面積は過去10年間の減少率から、2,650aと推計されるので、効率的かつ安定的な農業経営を営む経営体への農地集積率は37.7%となります。

イ 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の面的集積に関する目標

河川等を除く区域のほぼ全てが市街化区域である足立区においては、農用地の面積集約が困難なため、施設化等の推進により農地の高度利用を図り、実質的な経営耕地面積の確保に努めています。

ウ その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項

関係機関及び関係団体の緊密な連携の下、認定農業者等担い手の状況に応じ、地域の地理的自然的条件、営農類型の特性、農地の保有及び利用状況並びに農業者の意向を踏まえた効率的かつ安定的な農業経営の実現を後押しするため、都市農地貸借円滑化法に基づく農地貸借や農作業受委託等の取組を促進します。その際、足立区は、関係機関及び関係団体とともに、こうした取組が効果的かつ計画的に展開されるよう、地域の農業者をはじめとする関係者の合意の形成を図りつつ、認定農業者等の担い手が農業経営の改善を計画的に進めるための措置を必要に応じて講じます。

(8) 農業経営基盤強化促進事業に関する事項

足立区では、河川等を除くほぼ全てが市街化区域であるため、農業経営基盤強化促進法に基づく農業経営基盤強化促進事業は、該当しません。

第2章 区内農業の現状と課題

1 区内農業の変遷

当区は、河川によるかんがいの便に富み、平坦で地味肥沃の地であったことから、古くから水田として耕されてきました。特に、江戸時代には幕府直轄地渕江領として数多くの新田開発が行われ、慶長年間から正保年間の約30年間に13ヶ所余りの新田が開墾されました。

江戸幕府の穀倉地帯であった当地域は、明治維新以降になると政府や府郡町村などの多種作物の奨励指導により急速に様変わりしました。中でも、野菜や花きは大消費地東京市に近接し多くの需要があること、比較的小面積で栽培でき、かつ収入が多いことなどの理由から栽培が盛んになり、従来の主要作物であった米麦の栽培は従として行われるようになりました。

昭和に入り、戦時中には食料増産政策がとられたため花き栽培は禁止され、当区の花き栽培は一時的に衰退しましたが、戦後、花きの需要が増えたことにより花き栽培も復活しました。

高度経済成長時代になると都市部への大量の人口流入がおこり、広範の農地が宅地化され、農地面積が減少しました。さらに、その後の地価の高騰と農家における相続は税の高額な負担が農地の減少に拍車をかけ、農地の保持と農業経営基盤の維持を更に厳しいものにしました。

農地・農家が減少するなかで、農業者の多くは、一部作目転換を図りながらもチューリップや夏ギクに代表される足立の花き栽培やムラメ、穂ジソなどのツマモノ栽培の伝統技術を今も引き継いでいます。また、都市の立地という有利性を活用した一般野菜も、コマツナやエダマメ、ブロッコリーなどを中心に、都内でも有数の生産地としての地位を維持しています。

2 区内農業の現状

(1) 農地面積

ア 足立区の農地面積（P 12 表5）は38.8ha（令和5年度）

* 練馬区（171.4ha）、世田谷区（85.4ha）について3番目

* 23区内農地の9.44%

イ 平成30年から令和5年の5年間に9.4haの農地が減少（P 13 図3）

ウ 生産緑地地区に指定されている面積（P 12 表5）は27.07ha（令和5年度）で、平成30年から令和5年の5年間で、4.25ha減少（P 13 図4）

表5 農地面積及び生産緑地面積

年 度	農地面積	生産緑地面積	生産緑地地区件数
平成4年度	290.3	36.87	215
平成5年度	270.2	41.23	246
平成6年度	234.4	40.87	241
平成7年度	211.7	40.65	240
平成8年度	205.0	40.21	238
平成9年度	197.3	39.50	236
平成10年度	185.9	38.79	231
平成11年度	185.4	38.66	231
平成12年度	145.8	41.88	250
平成13年度	115.6	41.00	250
平成14年度	112.2	40.79	249
平成15年度	107.0	40.20	254
平成16年度	104.2	39.49	249
平成17年度	100.6	39.51	249
平成18年度	96.7	39.06	245
平成19年度	93.8	38.70	245
平成20年度	91.7	38.45	243
平成21年度	87.3	37.49	237
平成22年度	68.4	36.91	234
平成23年度	66.5	36.63	229
平成24年度	64.1	35.48	226
平成25年度	62.6	34.12	219
平成26年度	59.4	33.38	217
平成27年度	57.6	33.19	214
平成28年度	55.9	32.68	212
平成29年度	50.3	32.21	209
平成30年度	48.2	31.32	203
令和元年度	46.5	30.17	196
令和2年度	45.4	29.48	193
令和3年度	43.0	28.85	189
令和4年度	40.2	27.80	178
令和5年度	38.8	27.07	175

面積の単位は ha

図3 農地面積の推移

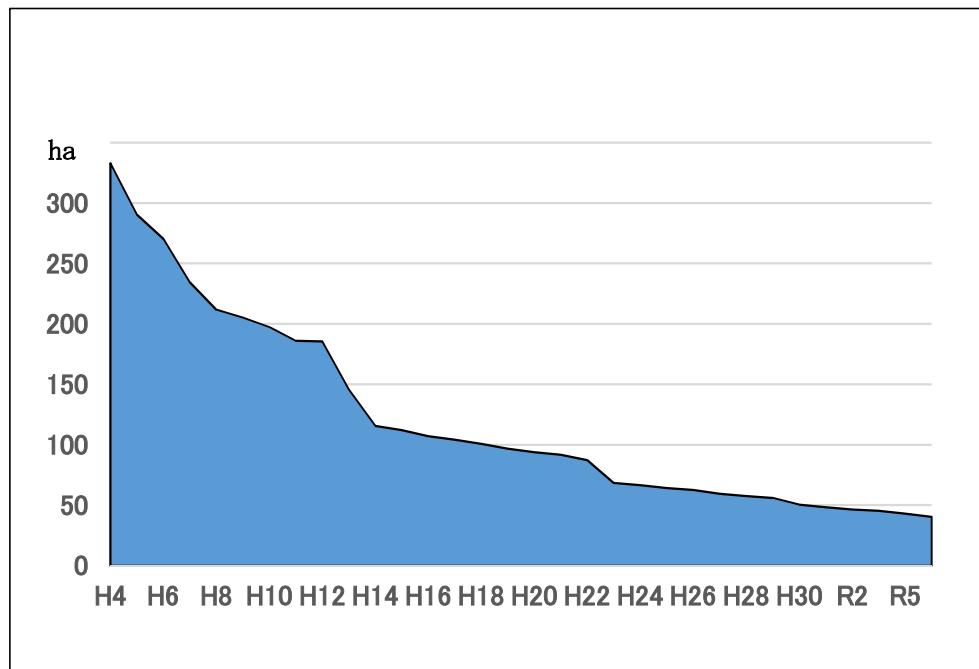
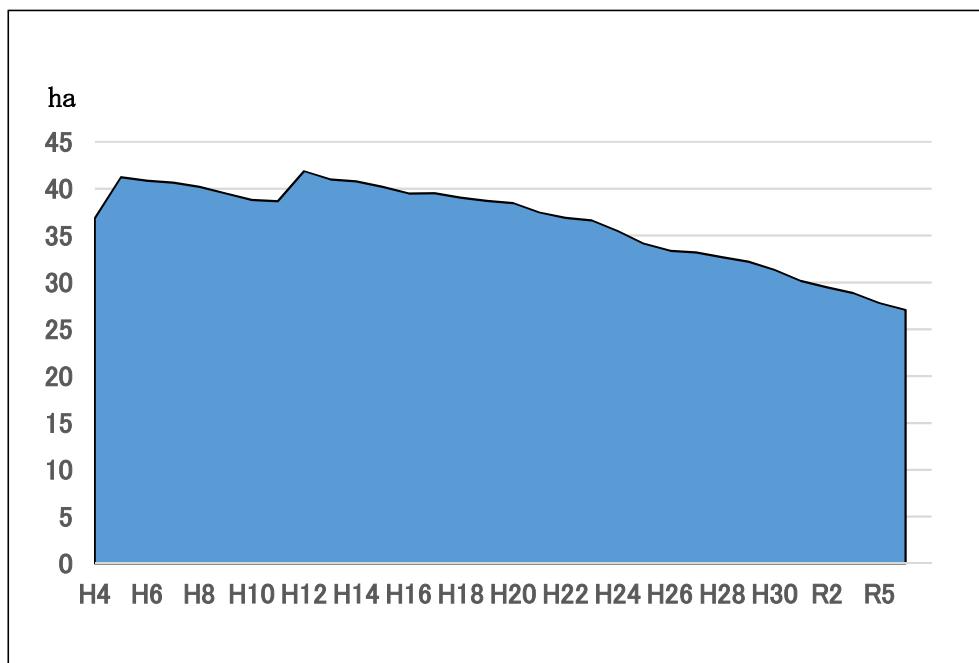
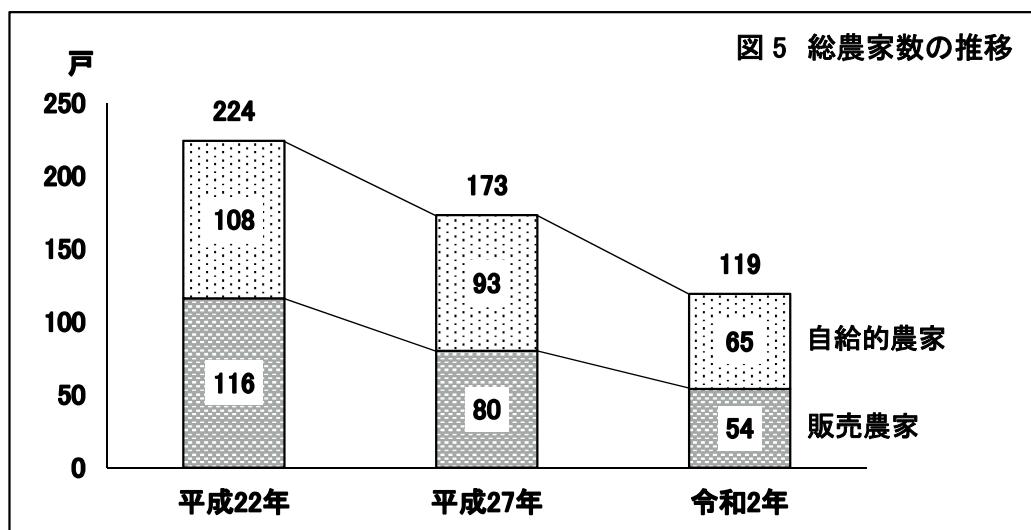


図4 生産緑地面積の推移



(2) 農家数

- ア 令和2年度の足立区の総農家数は119戸（23区内農家の9.5%）
 イ 平成22年に比べると105戸、46%減少
 ウ 販売農家（※4）は54戸（23区内農家の7.7%）（P14 図5）

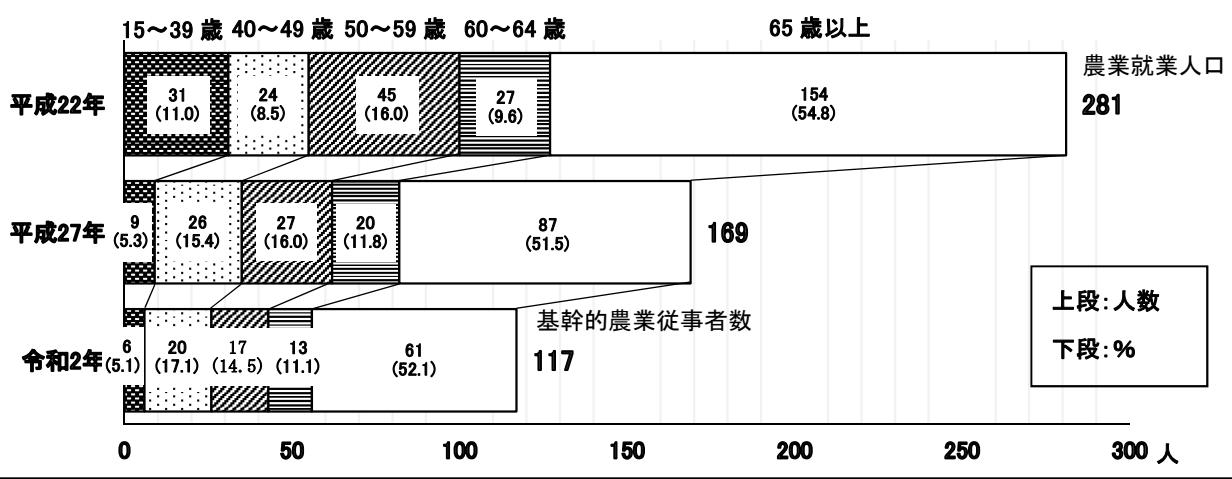


出典:2020 農林業センサス（※5）

(3) 基幹的農業従事者数（※6）

- ア 令和2年度の基幹的農業従事者数は117人
 * 平成27年度農業就業人口（※7）と比較し52人（△30.8%）減少
 イ 年齢別では65歳以上が61人（構成比52.1%）（P14 図6）
 * 東京都や区部全体とほぼ同じ構成比
 ウ 平均年齢は64.5歳で、平成27年度より0.4歳上昇
 * 男女別では男性62.7歳、女性67.0歳で、東京都や区部全体と比較していずれも同傾向

図6 年齢階層別農業就業人口(基幹的農業従事者数)の推移



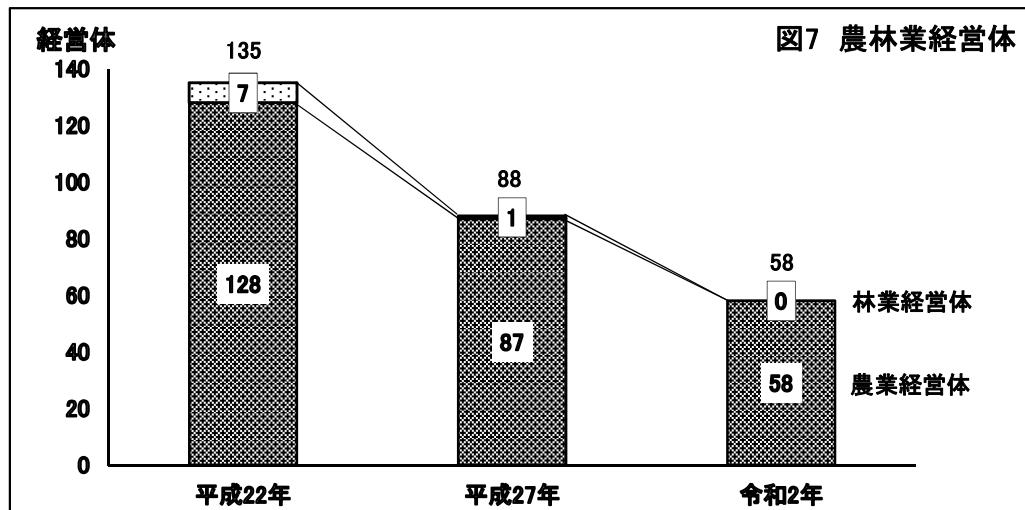
出典:2020 農林業センサス

(4) 農林業経営体 (※8)

ア 足立区の農林業経営体数は58経営体で、平成27年に比べると30経営体、34.1%減少 (P15 図7)

* 23区内では農林業経営体数は6位で、6.8%

* このうち農業経営体数は58、林業経営体数は0



出典:2020 農林業センサス

イ 経営耕地面積規模別 (※9) で見ると、0.3ha未満の規模が19戸 (32.7%) と最も多く、次いで0.3~0.5haが16戸 (27.5%)、0.5~1.0ha未満が15戸 (25.8%) (P15 表6)。

表6 経営耕地面積規模別経営体数 (経営体)

計	経営 耕地 なし	0.3ha 未満	0.3 ~ 0.5ha 未満	0.5 ~ 1.0ha 未満	1.0 ~ 1.5ha 未満	1.5 ~ 2.0ha 未満	2.0 ~ 3.0ha 未満	3.0 ~ 5.0ha 未満	5.0 ~ 10.0ha 未満
58	-	19	16	15	2	-	1	3	2

出典:2020 農林業センサス

ウ 農産物販売金額規模別では、300万円未満が39戸 67.2%と半数以上を占め、次いで300~1,000万円未満が12戸 20.6% (P15 表7)

表7 農産物販売金額規模別経営体数 (経営体)

計	農産物の 販売なし	50万円 未満	50~100 万円未満	100~300 万円未満	300~500 万円未満	500~1,000 万円未満	1,000~3,000 万円未満	3,000~5,000 万円未満
58	3	9	13	14	6	6	1	-

出典:2020 農林業センサス

(5) 主要農産物

区内で作付面積（※10）が大きい農産物の順位（P16 表8）

（平成15年以降変わらず）

- ① コマツナ（作付延べ面積 35.9ha、野菜作付延べ面積 100.5ha の 35.7%）
- ② エダマメ（17.6ha、17.5%）
- ③ ブロッコリー（8.5ha、8.5%）

* 令和3年の農業産出額では、コマツナが1位で36.5ha、次いでエダマメが17.9ha、ブロッコリーが8.7ha

表8 作付け延べ面積順位

品目	面積(ha)
コマツナ	35.9
エダマメ	17.6
ブロッコリー	8.5
カリフラワー	3.5
キャベツ	3.4
ネギ	2.4
ダイコン	2.4
タマネギ	2.3
ホウレンソウ	2.3
バレイショ	2.2

出典：東京都農作物生産状況調査（令和4年産）

ア コマツナ

コマツナは葛飾区、江戸川区を含めた江東三区の主要野菜で、令和4年の3区の作付延べ面積は都内全体の55.9%に当たります。コマツナは当区の作付延べ面積が一番多い農産物であり、都内全体の9.2%を占めています。

イ エダマメ

エダマメは、鮮度が重要視されることから、消費地と近接な都市農業を支える代表的な農産物です。令和4年の当区の作付延べ面積は約17.6haで都内全体の13.5%に当り、第1位になっています。

ウ 花き

当区の花き栽培は江戸時代からといわれ、夏ギクや花菖蒲にはじまり、チューリップやフリージアなど多くの種類が栽培されるようになりました。当区の生産者などにより促成栽培や抑制栽培の技術が開発され、昭和の全盛期には、キクのシェード栽培やチューリップなどのフレーム栽培、ユキヤナギなどのフカシ出荷などにより足立の花を全国的なものとしました。現在は、夏ギクや切花、花壇苗の栽培が行われています。

エ ツマモノ

当区のツマモノ栽培も歴史があり、貴重な江戸野菜としてブランド化が図られています。現在もムラメや木の芽、アユタデ、ツルナ、花穂などが生産され、全国でも有数の産地を形成しています。

オ その他の農産物

キャベツやブロッコリー、ネギ類などを加えた主要農産物は、市場出荷型の農家を中心に栽培生産しています。当区ではこの他にもトマトやキュウリ、ナス、ピーマンなどの果菜類、ジャガイモやサトイモ等の根菜類も生産されています。「あだち菜の郷」などの直売所での販売や、学校給食へ納品もしており、多種多品目の農産物を栽培しています。

3 区内農業の課題

前述した区内農業の現状、及び令和6年度に実施した①農業者アンケート、令和7年度に実施した区民アンケート（②子どもアンケート、③消費者アンケート）の結果から、区内農業の課題を整理します。

①農業者アンケート

対象（3a以上の農地所有者）：251名、回収票数：104、回収率：41.43%

②子どもアンケート

対象：区内の小学校4・5・6年生と中学生、回答数：163名

③消費者アンケート

対象：満15歳以上の足立区民、回答数：378名

課題1 担い手の減少・高齢化

（1）現状

ア 平成27年度から令和2年度にかけて、基幹的農業従事者数（平成27年度は農業就業人口）は52人減少（P14 図6）

イ 後継者について「特にいない（51.0%）」が最も多い（P19 図8）

ウ 農業経営で問題と感じていることについて、約5割の農業者が「高齢化により労働力が不足している（47.1%）」（P20 図9）

（2）課題

農業の担い手不足が進んでいます。高齢化により労働力が不足し、後継者も決まっていません。

（3）対策

ア 認定農業者や新規就農者の育成・支援

イ 農業ボランティア（あだち農業サポート）の育成

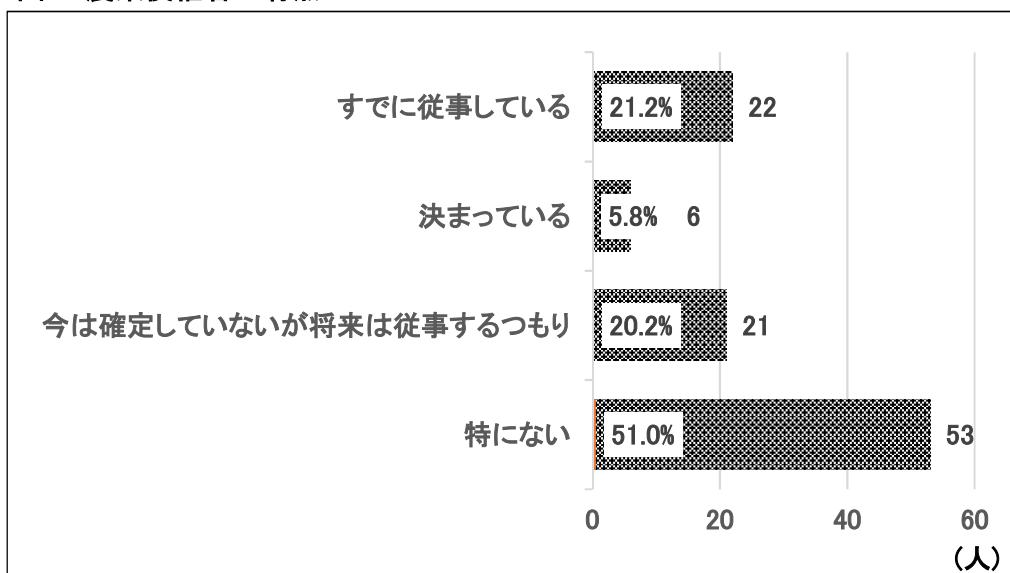
ウ 研修事業や顕彰事業の活用

【後継者の有無】

後継者のいる農業者（下記①～③）の割合は5割弱、一方で「特にいない」が約5割超と、後継者問題は明らかです（P19 図8）。

- ① 後継者が「すでに従事している」 22人 (21.2%)
- ② 後継者が「決まっている」 6人 (5.8%)
- ③ 後継者が「今は確定していないが、将来は従事する見込み」 21人 (20.2%)
- ④ 後継者が「特にいない」 53人 (51.0%)

図8 農業後継者の有無

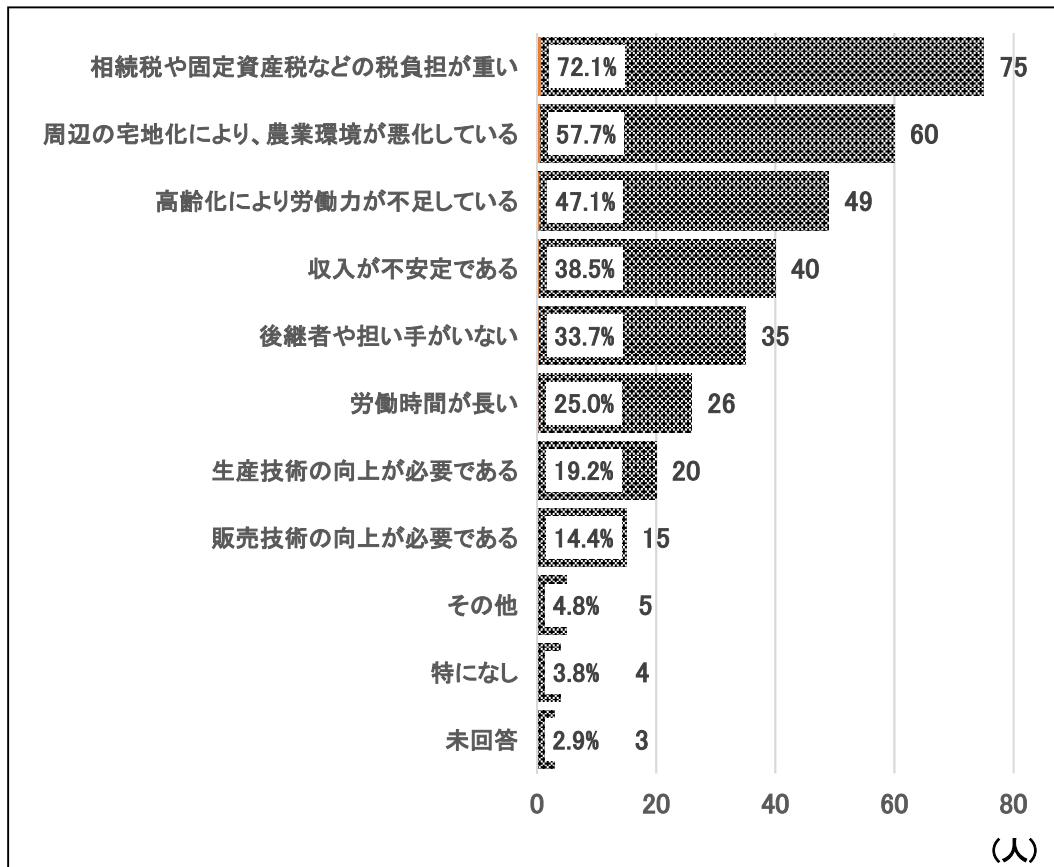


出典:令和6年度 農業者アンケート

【労働力不足】

農業経営上の問題点として、「高齢化により労働力が不足している」が49人(47.1%)となっており、約5割近くの農業者が労働力不足を問題と感じています(P20 図9)。

図9 農業経営で問題と感じていること



出典:令和6年度 農業者アンケート

課題2 区民に対する区内産農産物の供給体制

(1) 現状

- ア 市場出荷以外で多い農産物の販売方法は「あだち菜の里以外の直売所で販売 (23.1%)」「あだち菜の里で販売 (23.1%)」「学校給食に納品 (8.7%)」(P22 図10)
- イ 野菜の購入条件は「鮮度が良いこと (84.4%)」「価格が安いこと (81.5%)」(P22 図11)
- ウ 野菜の購入先について「スーパー (91.5%)」が最も多い (P23 図12)
- エ 区に期待する農業支援策は「安全な農産物の栽培奨励 (59.8%)」「直売所の増設・支援 (47.4%)」(P23 図13)

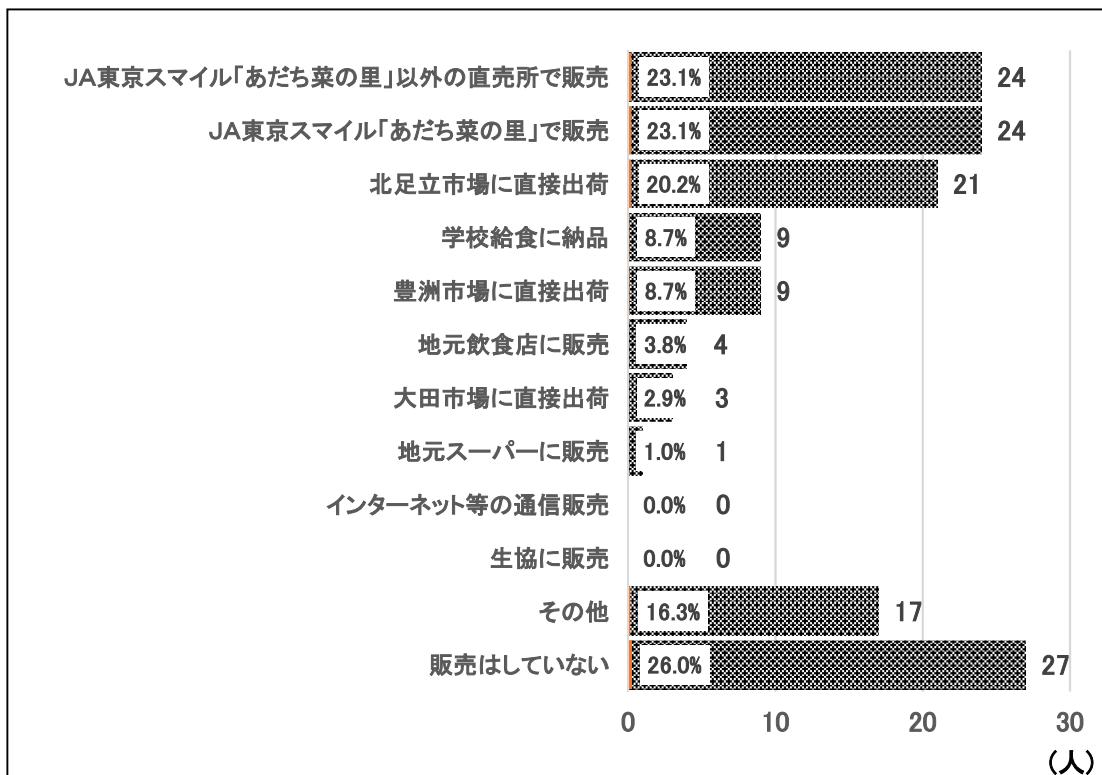
(2) 課題

農家は直売所での販売や給食納品を希望し、区民は新鮮で価格が安い野菜を希望しており、お互いの希望はマッチしているが、実際に区民が野菜を購入するのはスーパーが多く、希望と購入行動にギャップが生じています。

(3) 対策

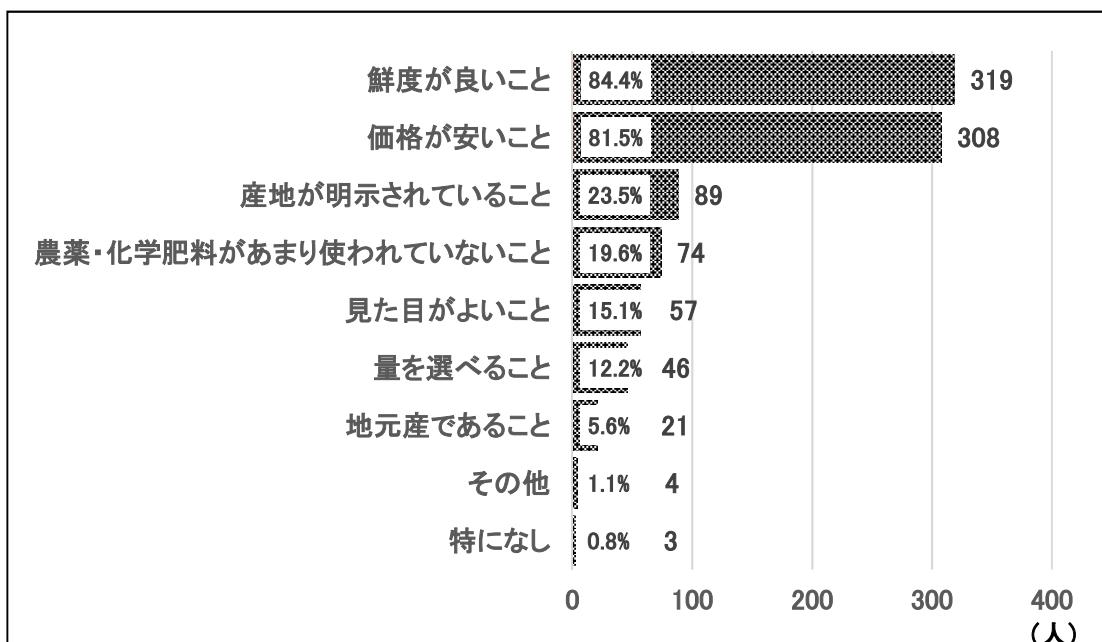
- ア JA東京スマイルと連携した直売所等のPR活動
- イ 効率的な学校給食の集荷・配送
- ウ 多様な取り組みによる地産地消の推進

図10 農産物の販売方法



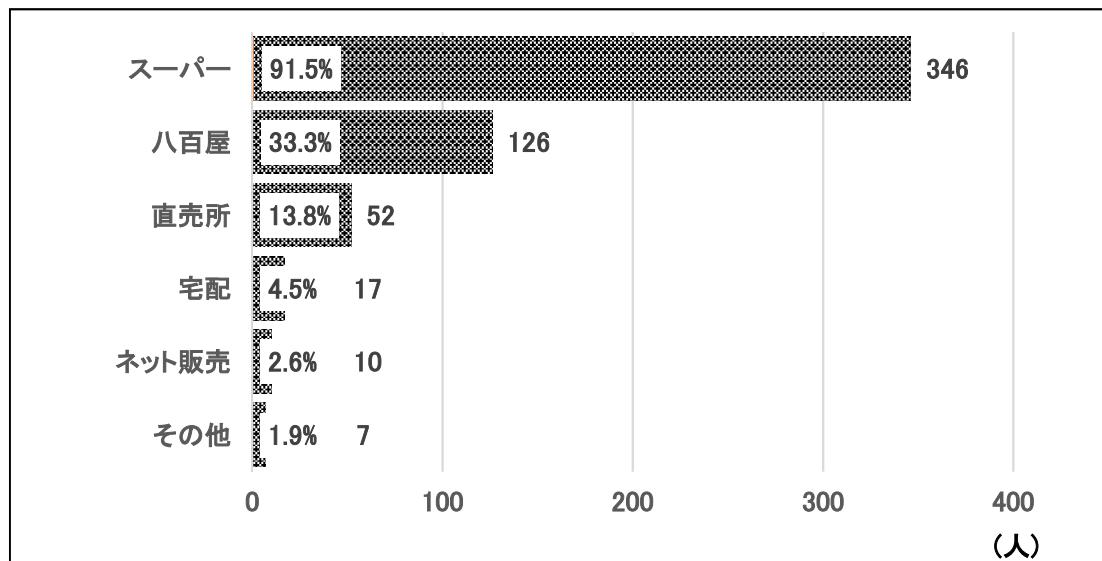
出典:令和6年度 農業者アンケート

図11 野菜の購入条件



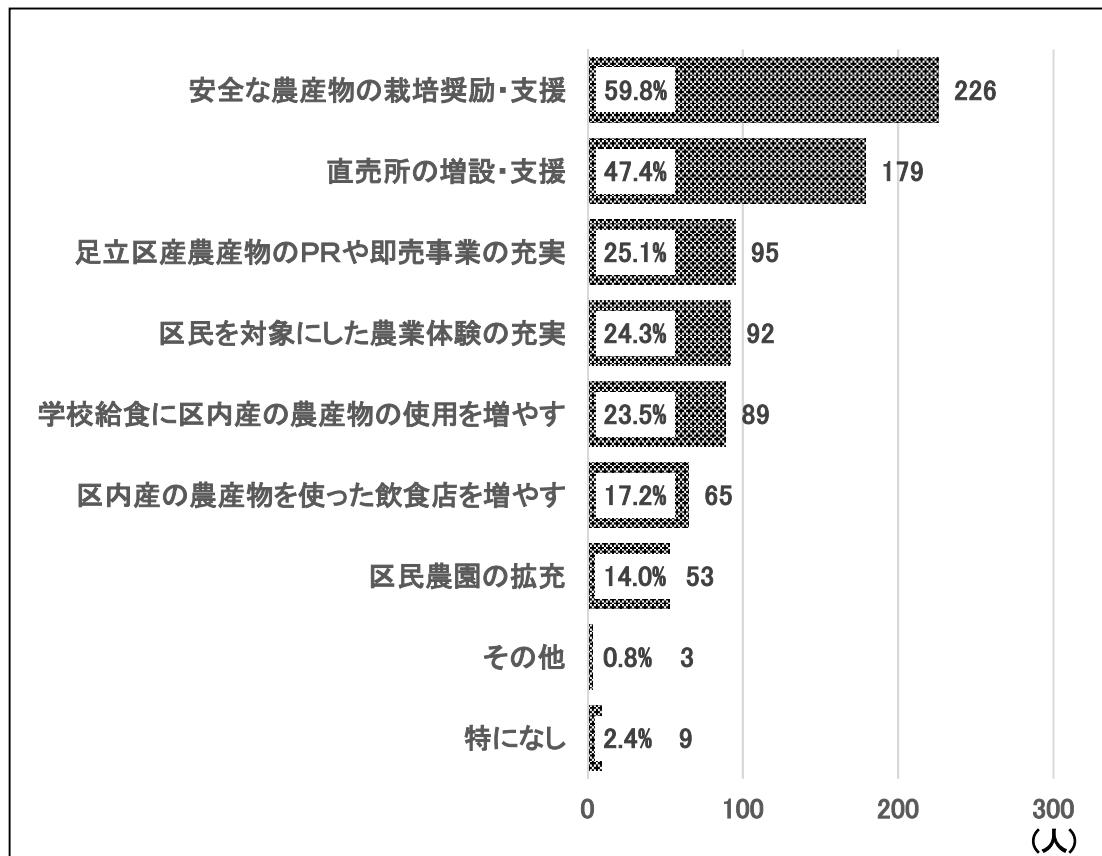
出典:令和7年度 消費者アンケート

図12 野菜の購入先



出典:令和7年度 消費者アンケート

図13 区に期待する農業支援策



出典:令和7年度 消費者アンケート

課題3 都市農地の減少

(1) 現状

- ア 生産緑地面積は平成12年度から減少傾向（P13 図4）
イ 消費者アンケートでは、9割強の方が区内に農地を残すべき（P25 図14）
* ある程度は農地として残すべき (62.7%)
* 全面的に農地として残すべき (30.2%)
ウ 子どもアンケートでは、区内に農地があったほうがよいと「思う」が85.3%（P25 図15）

(2) 課題

担い手不足などから都市農地は減少傾向にあります。

(3) 対策

- ア 区民農園としての活用
イ 農業体験学習や教育の場としての活用
ウ 農地の貸し手と借り手のマッチングの推進

【都市農地の今後の方向性】

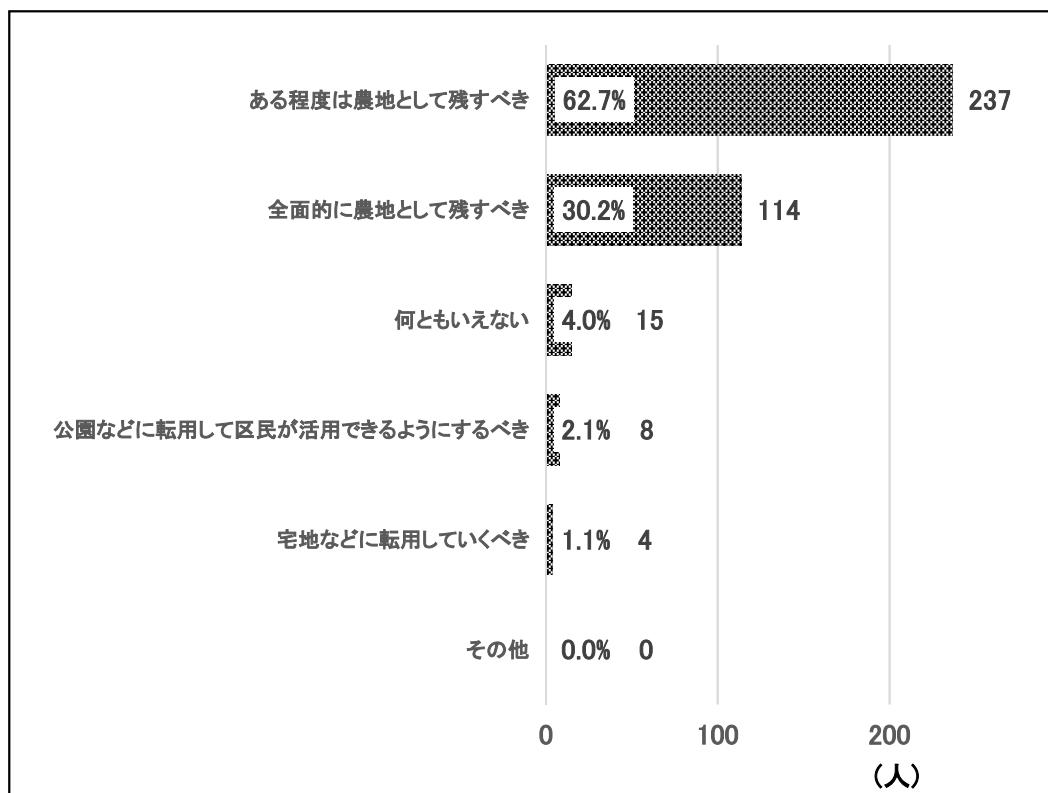
ア 消費者アンケート（P25 図14）

- (ア) ある程度は農地として残すべき 237人 (62.7%)
(イ) 全面的に農地として残すべき 114人 (30.2%)
(ウ) 宅地などに転用していくべき 4人 (1.1%)
(エ) 公園などに転用して区民が活用できるようにするべき 8人 (2.1%)

イ 子どもアンケート（P25 図15）

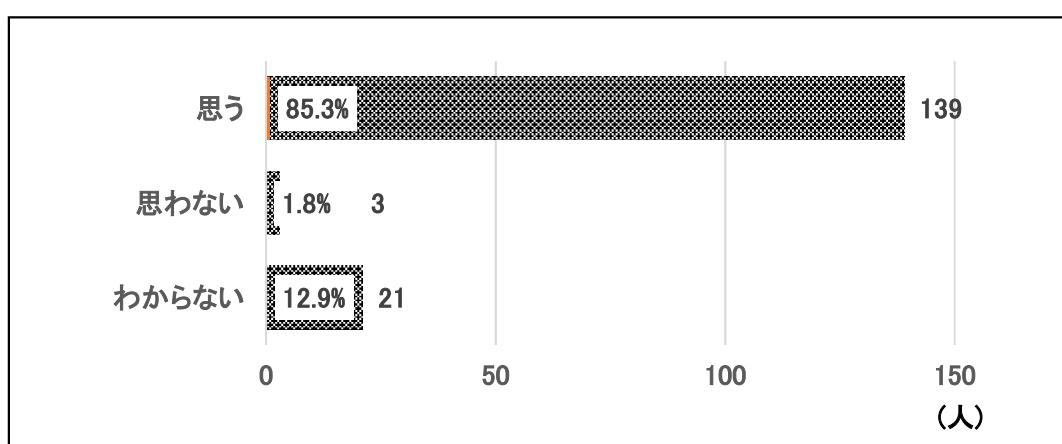
- (ア) 区内に農地があったほうがよいと「思う」 139人 (85.3%)
(イ) 「思わない」 3人 (1.8%)

図14 都市農地の今後の方向性



出典:令和7年度 消費者アンケート

図15 区内に農地があったほうがよいと思うか



出典:令和7年度 子どもアンケート

第3章 農業振興方針と施策

1 基本的方向性

近年、区内農業者は、市場への出荷だけではなく、JA東京スマイル常設農産物直売所「あだち菜の郷」や、学校給食への納入など地産地消につながる新しい都市型の農業経営に挑戦しています。

また、区民は、余暇の活動としての区民農園・体験型区民農園の利用や、農業ボランティアとしての活動、保育園・小学校での収穫体験などにより農業への理解・関心を深めています。

このような状況の中、今回の「第二次あだち都市農業振興プラン」の中間見直し後においても引き続き、新鮮な区内産農産物の供給や区民参加による農業振興など、区民生活に貢献しうる地域に根ざした農業を目指し、区の基本計画に則し「ひと」「くらし」「まち」「行財政」という4つの視点でプランの基本的方向性を整理します。また、「足立区内農業に関するアンケート（区民・農業者）」の結果も参考に、課題解決に取り組みます。

2 農業振興施策

第二次あだち都市農業振興プランの施策

視 点	施 策	事 業	活 動 指 標	成 果 指 標
1 ひと	1 担い手の確保・支援	(1)認定農業者の育成・支援(P28) (2)農業ボランティア(あだち農業サポート)の育成(P28) (3)研修事業による農業経営者の育成(P28) (4)顕彰事業による農業経営者の育成(P28) (5)都市農地円滑化法の活用(P29) (1)多様な取り組みの推進(P31) (2)学校給食への供給(P31) (3)ベジタベライフ推進による消費拡大(P31) (4)区内農産物販売の推進(P32) (5)東京都 GAP の推進(P32) (6)東京都エコ農産物認証制度の推進(P32) 新規 (1)区民農園開設による農地の保全(P35) (2)足立農すくーる開園による農地保全(P35) (3)避難場所など防災機能の推進(P35) (4)学校教育との連携(P36) (5)都市農地円滑化法の活用(P36) (6)付加価値をつけて収益性向上(P36) (7)ICTなどの活用の検討(P36) (8)農地保全ための補助事業(P36) 新規 (1)区内農業に関する情報発信(P39) (2)東京都等との連携(P39)	指標1 認定農業者経営体数 指標2 農業ボランティア養成講座修了者数 指標3 農業ボランティア実稼働割合 新規	指標4 農業の担い手人数 新規
2 くらし	2 区内農産物の消費拡大		指標1 「あだち菜の郷」や即売会等の農産物販売点数 指標2 庭先直売所を行っている農業者の数 新規	指標3 直売所で野菜を買ったことがある区民の割合 新規
3 まち	3 多面性を生かした都市農地の保全・活用		指標1 区民農園区画数 指標2 農地保全のための補助金活用数 新規	指標3 都市農地の面積 新規
4 行財政	4 情報発信と関係機関との連携		指標1 情報発信の回数 新規 指標2 関係機関との連携事業累計数	指標3 庭先直売所の利用・認知度 新規

施策1 担い手の確保・支援

区内の中心となる農業従事者の年齢は70歳代以上が42.3%と高齢化が顕著です。また後継者についても、約51%の世帯で「特にいない」状況となっており、担い手不足が進んでいます。認定農業者及び新規就農者の育成・支援、農業ボランティアの育成、都市農地の貸借の推進などにより担い手を確保し、農業経営を支援していきます。

（1）認定農業者の育成・支援

認定農業者とは、効率的かつ安定的な農業経営を進めようとする計画が区等から認定され、主に次のような支援が受けられるようになります。

ア 東京都の支援

- （ア）施設整備の補助事業
- （イ）税金等の専門家の派遣
- （ウ）商品開発や販売促進の経費補助

イ フォローアップ活動

（東京都やJA東京スマイルの職員などで構成される相談支援チームにより経営サポート）

ウ 農業経営に必要な融資に関する支援

エ 安定経営を目的に、区が実施する認定農業者向けの補助制度を継続し、支援します。

（2）農業ボランティア（あだち農業サポーター）の育成

近年、農業者からの農業ボランティアの派遣要請が高まっています。現在は、農作業の基本を学ぶ農業ボランティア養成講座を修了された方に農業ボランティアとして登録していただいており、登録者（認定者）数は219名、実際に活動されているボランティア（保険加入者）は59名です（令和6年度）。今後も引き続き、農業の担い手と共に、農業ボランティアを育成し、農業者への派遣を進めています。

（3）研修事業による農業経営者の育成

農業経営の担い手を育成するため、東京都やJA東京スマイルが行う新規就農者への研修事業などを活用します。

（4）顕彰事業による農業経営者の育成

新規就農者を対象とした東京都の表彰事業の活用や、関係団体と協同した交流事業を通じ、農業後継者を育成していきます。

(5) 都市農地の貸借の円滑化に関する法律の活用

J A 東京スマイルなど関連団体と連携し、高齢化や後継者不足で自ら耕作することが困難になった農業者と、農地を借りて耕作したいという意欲ある都市農業者等のマッチングに取り組んでいきます。

【指標1】認定農業者経営体数

実績値 (平成31年度)	中間値 (令和6年度)	目標値 (令和11年度)
31 経営体	36 経営体	41 経営体

◆令和6年度実績 34 経営体

【指標2】農業ボランティア養成講座修了者数

実績値 (平成31年度)	中間値 (令和6年度)	目標値 (令和11年度)
190人	240人	290人

◆令和6年度実績 219人

【指標3】農業ボランティア実稼働割合（保険加入者／登録者） 新規

実績値 (平成31年度)	中間値 (令和6年度実績)	目標値 (令和11年度)
36.3%	26.9%	30.0%

【指標4】農業の担い手人数《成果》 新規

実績値 (平成31年度)	中間値 (令和6年度実績)	目標値 (令和11年度)
1,002人	1,146人	1,300人

* 農業の担い手（認定農業者、農業ボランティア登録者、区民農園利用者）

【指標の考え方】**「指標1」**

後継者が安定的な農業経営を行うためには、認定農業者となり様々な支援を受けることが重要です。年間1経営体増やすことを指標とします。

「指標2」

全12回実施する農業ボランティア養成講座の受講者は15人程度で、修了者は平均10人程度です。農業ボランティア養成講座修了者数を年間10人増やすことを指標とします。

「指標3」 新規

登録者に占める実際に活動できる農業ボランティアの割合を指標とし、活動できる農業ボランティアはボランティア保険加入者の数でカウントします。高齢で引退する方や家庭の事情でボランティアを続けられない方など毎年数は変動します。このことを踏まえ、目標値は中間値とほぼ同数の30.0%とします。

「指標4」《成果指標》 新規

担い手の確保・支援施策の成果をはかるため、区内農業の担い手人数（認定農業者数、農業ボランティア登録者数、区民農園利用者数）を指標とします。平成31年度から平成6年度の5年間で年平均約28人増えていることを踏まえ、目標値は1,300人とします。

施策2 区内産農産物の消費拡大

都市農業は、消費地に近接しているという立地条件から、新鮮で安全な農産物の供給が可能です。消費者アンケートを見ても、野菜購入時に重視する条件として、8割を超える方が「鮮度がよいこと」と回答しています。近年では、学校給食への提供も盛んに行われています。農業者の農業収入向上のためにも、様々な方策で地産地消を推進していきます。

（1）多様な取り組みによる地産地消の推進

農業者が直接販売する「直売施設」の広報活動や補助事業等を活用した直売所整備に加え、農業者及び関係団体と連携を強化し「うね売り」（※11）や「摘み取り」など多様な地場流通を検討しながら、地産地消を推進していきます。

（2）学校給食への供給

消費者アンケートの結果からも、約4人に1人は学校給食に区内産の農産物の使用を増やすべきと考えていることがわかります。また、区では「生活習慣病予防」「感謝の気持ち」「給食時間の充実」「残菜ゼロ」等を目的として、「おいしい給食」事業を展開しています。現在、農業者の営業努力により、区内産のコマツナを中心に学校給食への納品が積極的に行われ、納入学校数や納品量も増加しています。今後も、農業者及び学校双方にとってメリットのある仕組みについて協議していきます。

（3）ベジタベライフの推進による区内産農産物の消費拡大

足立区では糖尿病をはじめとする生活習慣病を予防し、区民の健康寿命延伸を図るため、糖尿病対策アクションプランに基づき、「野菜を食べやすい環境づくり」の推進に取り組んでいます。区民に足立区産の新鮮な野菜を食べてもらえることは、ベジタベライフの推進ばかりでなく、農業者の収益アップにもつながるなど、区内農業者のモチベーションを高める効果も期待できます。今後も本事業に対する区内産農産物の活用や活用している店舗のわかりやすい表示方法などについて、区内農業者及び飲食店や小売店など関係団体と検討していきます。

（4）区内産農産物販売の推進

平成29年6月、JA東京スマイル足立支店敷地内に常設の農産物直売所「あだち菜の郷」がオープンしました。引き続き、イベントなどを通じた周知活動を継続するとともに、直売所に対する安定した農作物の供給のため農業者、関係団体と連携して集荷方法などを検討していきます。

また、JA東京スマイルが所有する移動販売車の有効活用や、区内産農産物を取り扱う店舗の確保、農業者の軒先で行っている直売所の増設支援に努めるとともに、ネット販売など新たな販売方法についても、農業者、JA東京スマイルなどと検討し区内産農産物販路拡大を推進します。

（5）新東京都GAP（※12）の推進

食品安全や環境に配慮した持続可能な農業を推進し、消費者への安全安心な農産物を提供することを目的にGAP制度が導入されました。新東京都GAP認証制度は、農林水産省の「国際GAPガイドライン」（令和4年3月策定）に準拠した、都の新たなGAP認証制度です。東京都と連携して新東京都GAP取得を目指す農業者を支援していきます。

（6）東京都エコ農産物認証制度（※13）の推進 新規事業

この制度は、化学合成農薬と化学肥料を削減して作られる農産物を東京都が認証するもので、東京都が認証農産物の安全性を確認しPRします。生産者は、認証農産物に認証マークをつけて販売することができます。東京都と連携して、環境への負荷軽減に配慮した持続可能な農業を支援していきます。

【指標1】「あだち菜の郷」や即売会等での農産物販売点数

実績値 (平成31年度)	中間値 (令和6年度)	目標値【変更】 (令和11年度)
83,648点	88,000点	166,000点

◆令和6年度実績 155,679点

【指標2】庭先直売所を行っている農業者の数 新規

実績値 (平成31年度)	中間値 (令和6年度)	目標値 (令和11年度)
—	—	

* 令和8年度「農地台帳補正調査」からアンケート実施

【指標3】直売所で野菜を買ったことがある区民の割合《成果》 新規

実績値 (平成31年度)	中間値 (令和7年度実績)	目標値 (令和11年度)
—	13.8%	18.0%

【指標の考え方】**「指標1」【変更】**

新型コロナウイルス感染症拡大が重なり、農産物販売点数は一時的に落ち込みましたが、5類に移行した令和5年度には前年度から約4万点増加し11万点を超えるました。平成29年6月にオープンした「あだち菜の郷」が地域に浸透してきたこともあり、令和6年度実績は155,679点でした。

（あだち菜の郷の年間営業日数）

週4日×4週×12か月=192日

農産物の販売点数を増やす日数を200日と設定。1日あたり10点増やすこととし、令和7年度から年間で2,000点増やすことを目標とします。

策定時の目標値は93,000点でしたが、166,000点に変更します。

「指標2」 新規

補助事業等を活用した直売所整備をはかるため「庭先直売所を行っている農業者の数」を指標とします。年1回実施している農地台帳補正調査においてアンケートを行います。

「指標3」《成果指標》 新規

区内産農産物の消費拡大施策の成果をはかるため、「直売所で野菜を買ったことがある区民」の割合を指標とします。平成30年に実施した区政モニターアンケートでは8.2%、令和7年に実施した消費者アンケートでは13.8%でした。7年間で約5.0%の伸びがあったことを踏まえ、目標値は18.0%とします。

施策3 多面性を生かした都市農地の保全・活用

都市農地は、農作物の供給の他に、防災機能をはじめ環境保全や食育、文化の継承など良好な生活環境の形成に役立っています。農業者へのアンケートでは約54%の農業者が「農地を保全し、緑地空間や避難場所の機能を果たす」ことが重要だと考えています。引き続き農地所有者の意向を確認しながら農地の多面的活用を図り、その保全に努めていきます。

（1）区民農園開設による都市農地の保全

高齢化や担い手不足により耕作が難しくなった農地については、都市農地保全や、農業理解や農業とのふれあいを提供する場として区民農園として活用しています。「都市農地の貸借の円滑化に関する法律」が施行され、生産緑地でも区民農園の開設が容易になったため、今後は、生産緑地所有者を含めた農業者の意見や要望に基づき、新たな区民農園の開設を目指していきます。

（2）足立農すくーる（農業体験型農園）開園による都市農地の保全

都市農地を保全すると共に、幅広い年齢層の方々に農業体験を楽しんでもらうために、「足立農すくーる（農業体験型農園）」の開園を支援しています。区民農園とは異なり、園主である農業者が管理・運営し、利用者は園主から農作業を教わりながら野菜作りなどを体験する農園で、今後も、農業者の意向を伺いながら、開園を支援していきます。

（3）一時的な避難場所など防災機能の推進

都市の農地は、農産物の生産機能のほか、オープンスペースとして多面的な機能を有しています。災害時においては、一時的な避難場所などとして活用されることが想定されます。引き続き、JA東京スマイルとの防災協定に基づき、協力していただける農業者を増やしていきます。

(4) 学校教育との連携

保育園・小学校の児童を対象とした農業体験学習授業では、令和6年度は約4,000名の児童が収穫体験などを行いました。子どもアンケートでは、農業体験のよかったですとして、約7割の方が「食べ物を大切にしようと思った」(70.3%)、「つくってくれた人への「ありがとうの気持ち」(69.5%)が強くなった」と回答しています。今後も、協力していただける農業者(12名:令和7年4月1日現在)を増やし、多くの児童が体験できる体制を農業者と共に構築していきます。また、足立区農業委員会が実施している命を繋ぐ大切さを伝える江戸東京野菜「千住ネギ」の栽培授業の支援を行っていきます。

(5) 都市農地の貸借の円滑化に関する法律の活用(再掲)

高齢化や後継者不足で自ら耕作することが困難になった農業者と、農地を借りて耕作したいという意欲ある都市農業者等のマッチングに、JA東京スマイルなど関連団体と連携して取り組んでいきます。

(6) 農産物に付加価値をつけて収益性向上(6次産業化※14)

6次産業とは、農作物の生産を行う第一次産業、加工を行う第二次産業、流通・販売を行う第三次産業を、農業者が主体的かつ総合的に行い、農産物に付加価値をつけて所得を向上させていくことを言います。新たな都市農業のスタイルとして農業者と共に研究を行っていきます。

(7) ICTなどを活用したスマート農業(※15)導入の検討

スマート農業においては、圃場の様子をカメラで確認する、圃場に設置したセンサーの情報をスマートフォンで確認し、水や肥料などを供給する機器をコントロールするといった活用法が進められています。また、ICTを活用した新しい養液栽培技術も開発されています。区内農業者への周知とともに導入に向けた研修や支援策について検討していきます。

(8) 農地保全のための補助事業 新規事業

生産関連資材等の物価状況は依然大変厳しく、また近年の世界的な気候変動による猛暑は農業経営にも大きな影響を与えています。補助事業の見直しなどにより、施設整備等の支援をして農地の保全を図ります。

【指標1】区民農園・足立農すくーる区画数

実績値 (平成31年度)	中間値 (令和6年度)	目標値【変更】 (令和11年度)
713区画	1,400区画	1,460区画

◆令和6年度実績 984区画

【指標2】農地保全のための補助金活用数 新規

実績値 (平成31年度)	中間値 (令和6年度実績)	目標値 (令和11年度)
6件	29件	30件

【指標3】都市農地の面積《成果》 新規

実績値 (平成31年度)	中間値 (令和6年度実績)	目標値 (令和11年度)
46.5ha	36.5ha	26.5ha

【指標の考え方】**「指標1」【変更】**

区民農園と足立農すくーる（農業体験型農園）の区画の合計数を指標とします。

【令和6年度実績の内訳】

- ① 区民農園：831区画
- ② 足立農すくーる（農業体験型農園）：153区画（4園）

区民農園は農地所有者から農地や生産緑地の提供の申出があった場合に開設するものとしているため区画数は限定的となること及び地権者の都合による閉園があったため、令和6年度実績は中間値と開きが出ました。現在、区民農園の申込み倍率は約3倍となっています。この状況を改善するため、5年後には申込み倍率が2倍程度になるよう年間で90区画を増やすことを指標とします。策定時の目標値は2,100区画でしたが、1,270区画に変更します。

足立農すくーる（農業体験型農園）は令和6年度で区内に4園あり、平均区画数は約38区画です。計画期間内に1園増やすことを目標に目標値は37増の190区画とします。

よって、指標の目標値は1,460区画とします。

「指標2」 新規

都市農地保全につながる足立区や東京都の補助金の活用数を指標とします。目標値は中間値とほぼ同等の30件とします。

「指標3」《成果指標》 新規

多面性を生かした都市農地の保全・活用施策の成果をはかるため、都市農地の面積(ha)を指標とします。平成21年度から平成31年度までの10年間で農地は40.8ha減少しており、年平均で約4.0ha減です。農地の創出は現実的ではないため、減少する面積を半分の2.0ha以内に留め、中間値36.5ha、目標値26.5haとします。

施策4 情報発信と関係機関との連携

「都市農業振興基本法」の施行により、都市農地は保全すべきものと明確化されました。さらに、「特定生産緑地制度」の創設や生産緑地の貸借がスムーズに進められるようになるなど都市農業を取り巻く環境は変化しています。区内農業者に対して積極的な情報発信を行い、関係機関とともに連携して取り組み、前述の各施策を推進していきます。

(1) 区内農業に関する情報発信

J A 東京スマイルの常設農産物直売所「あだち菜の郷」のPRなど、SNSを含むあらゆる媒体を使い区内農業に関する情報を積極的に発信していきます。また、「特定生産緑地制度」や「都市農地の貸借の円滑化に関する法律」等、国や都の法律や制度の改正について、区内農業者に情報発信を行っていきます。

(2) 東京都等との連携

東京都農業振興事務所及び東京都区部改良普及センターなどとの連携により、区内農業者の営農技術の向上に努めます。また、農地をもつ都内自治体で構成される「都市農地保全推進自治体協議会」の会員として、都市農地の保全について積極的に取り組んでいきます。

【指標1】情報発信の回数 新規

実績値 (平成31年度)	中間値 (令和6年度実績)	目標値 (令和11年度)
11回	16回	25回

【指標2】関係機関との連携事業累計数

実績値 (平成31年度)	中間値 (令和6年度)	目標値 (令和11年度)
45回	270回	495回

◆令和6年度実績 198回

【指標3】庭先直売所の利用・認知度《成果》 **新規**

実績値 (平成31年度)	中間値 (令和6年度実績)	目標値 (令和11年度)
34.9%	72.7%	80.0%

【指標の考え方】

「指標1」 **新規**

区内農業に関する情報について、あだち広報の発信回数、SNSでの発信回数、及び農産物販売イベント実施回数。今後はSNS発信の数を増やしていき、目標値は25回とします。

「指標2」

J A 東京スマイル青壮年部、花卉部会、直売部会役員会などへの参加や、J A 東京スマイルと連携した花の品評展示会、農産物品評展示会の実施。区内小学校と連携した「千住ネギの栽培授業」の実施回数。

「指標3」《成果指標》 **新規**

情報発信の結果として庭先直売所の利用・認知度を成果指標として新たに設定します。消費者アンケートにおいて「直売所を利用したことがある」「知っているが利用したことがない」を合わせた数です。7割強の現状を踏まえ、8割を目標値とします。

資料編

1 用語の説明

※1 特定生産緑地制度（P11）

生産緑地の指定告示から30年を迎える前に、買取申出ができる期限を所有者等の申請により10年延長する制度で、新たな相続が発生した際に相続税納税猶予制度の適用を受けることが可能になります。

※2 生産緑地（P11）

市街化区域において、生産緑地法に基づき、良好な生活環境の確保等に効果があると認められる農地等を計画的に保全する地区です。生産緑地に指定されると、30年間の営農が義務付けされますが、固定資産税が減免されます。

※3 認定農業者（P5）

農業経営基盤強化促進法に基づく農業経営改善計画の市町村の認定を受けた農業経営者。

※4 販売農家（P14）

経営耕地面積が30a以上又は調査期日前1年間における農産物販売金額が50万円以上の農家をいいます。

※5 2020農林業センサス（P14）

農林水産省が行う、農林業の生産構造や就業構造の実態とその変化を明らかにし、農林業施策及び農林業に関して行う各種統計調査に必要な基礎資料を整備することを目的とした調査です。調査実施時期は5年毎で、次回は2025年の予定です。

※6 基幹的農業従事者数（P14）

農業において中心的な役割を担い、自営農業に主として従事している者を指します。2020農林業センサスから調査項目として使われています。

※7 農業就業人口（P14）

農業従事者のうち、調査期日前1年間に自営農業のみに従事した者または農業とそれ以外の仕事の両方に従事した者のうち、自営農業が主の者をいいます。2015農林業センサスまで調査項目として使われていました。

※8 農林業経営体（P15）

経営耕地面積が30a以上の規模の農業を行う者及び、農林産物の生産を行うか又は委託を受けて農林業作業を行い、生産又は作業に係る面積・頭数が規定に該当する事業を行う者をいいます。

※9 経営耕地（P 15）

調査期日現在で農林業経営体が経営している耕地で、自ら所有し耕作している耕地と他から借りて耕作している耕地の合計です。

※10 作付面積（P 16）

播種または植付けしてから概ね1年以内に収穫され、複数年にわたる収穫ができない非永年性作物を作付した面積です。

※11 うね売り（P 31）

農業者が播種または植付けを行い、「うね」を買った人が自由に収穫できる販売方法。

※12 新東京都GAP（P 32）

GAP (Good Agricultural Practice: 良い農業の実践) とは、農業において、食品安全、環境保全、労働安全等の持続可能性を確保するための農業生産工程管理の取組のことです。新東京都GAP認証制度は、農林水産省の「国際GAPガイドライン」（令和4年3月策定）に準拠しています。

※13 東京都エコ農産物認証制度（P 32）

この制度は、環境負荷の少ない生産技術を用いて、都が定めた化学合成農薬や化学肥料の使用基準から、一定程度使用量を削減して栽培された農産物を認証する制度です。化学合成農薬と化学肥料の削減割合は、25%以上、50%以上、不使用の3区分で認証されます。生産者は、認証農産物に認証マークをつけて販売することができます。認証された農産物は「東京都エコ農産物」として直売所などで販売されています。

※14 6次産業（P 36）

6次産業とは、1次・2次・3次それぞれの産業を融合することにより、新しい産業を形成しようとする取り組みのことです。生産者（1次産業者）が加工（2次産業）と流通・販売（3次産業）も行い、経営の多角化を図ることと言えます。

※15 スマート農業（P 36）

ロボット技術や情報通信技術（ICT）を活用して、省力化・精密化や高品質生産を実現することを推進している新たな農業。

2 プラン中間見直しの経過

（1）第二次あだち都市農業振興プラン中間見直しスケジュール

年 月	会 議 等	議題・内 容
令和6年10月11日 ～11月8日	農業者アンケート	農地・農業に対する農業者の意識調査
令和7年9月8日 ～10月13日	子どもアンケート 消費者アンケート	足立区の農地・農業に対する意識について
令和7年11月19日	推進協議会審議	中間見直し案に関する協議
令和7年12月10日 ～令和8年1月9日	パブリックコメント	意見反映の措置
令和8年1月～2月	J Aへ意見聴取	中間見直し案に関する意見聴取
令和8年1月～2月	農業委員会へ意見聴取	中間見直し案に関する意見聴取
令和8年2月～3月	東京都へ同意協議	「農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想」としての協議
令和8年3月	公告	改定の公告

(2) あだち都市農業振興プラン推進協議会委員名簿

選出区分	団体等	氏名
1 学識経験者	東京都農業会議事務局長	相原宏次
2 農業関係者	足立区農業委員会会长	鹿濱徳雄
3 農業関係者	JA東京スマイル足立地区青壯年部部長	清水太樹
4 農業関係者	JA東京スマイル足立花卉部会部会長	並木一重
5 農業関係者	JA東京スマイル足立地区女性部部長	川名妙子
6 農業関係者	JA東京スマイル足立直売部会部会長	牛込聖英
7 消費者団体	足立区町会・自治会連合会副会長	横田夏夫
8 消費者団体	生活協同組合パルシステム東京足立区連絡会代表	水越雅子
9 女性団体	足立区女性団体連合会会长	片野和恵
10 産業関係	足立区商店街振興組合連合会理事	田口恵美子
11 産業関係	東京スマイル農業協同組合代表理事専務	谷古宇博
12 教育関係	足立区立小学校PTA連合会会长	村上和生
13 関係行政	東京都区部農業改良普及センター普及指導担当	松本剛
14 区職員	足立区都市建設部部長	真鍋兼
15 区職員	足立区産業経済部部長	石鍋敏夫

3 (農業者) 農地・農業に対する意識調査結果 (抜粋)

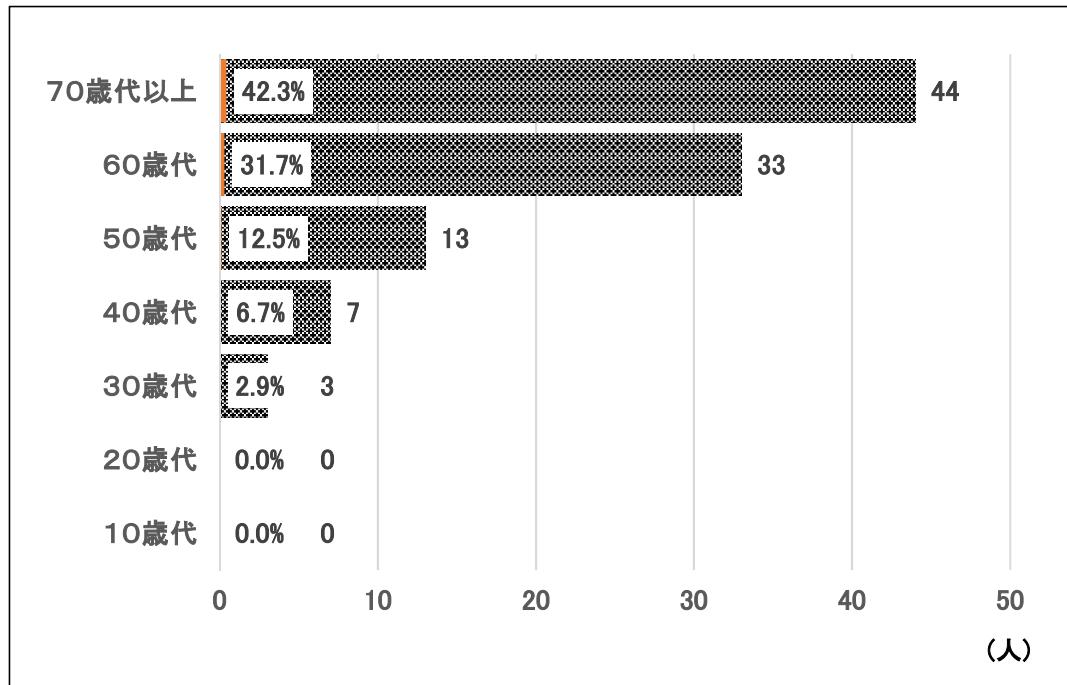
(1) 調査の概要

- ア 調査期間 令和6年10月11日～11月8日
イ 調査方法 3a以上の農地所有者へアンケートを送付
ウ 送付者数 251人
エ 回答者数 104人 (回収率41.43%)

(2) 調査結果

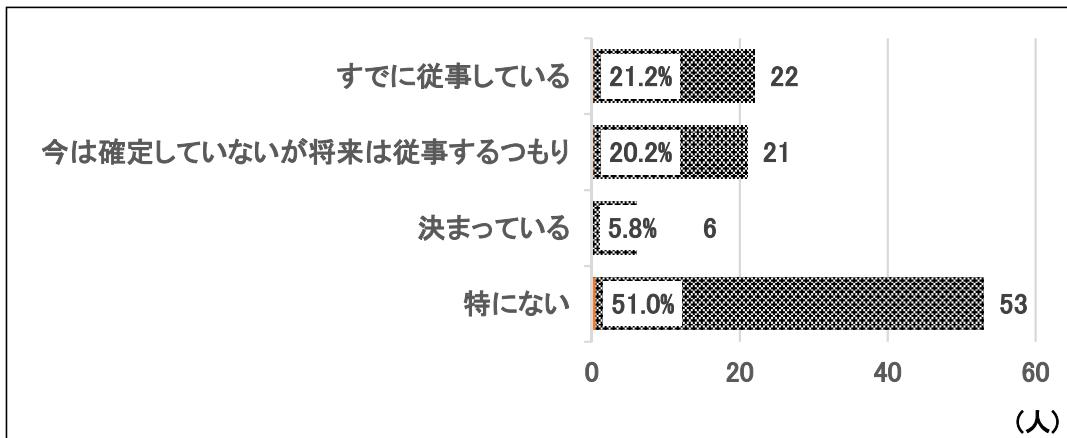
ア 各農家の中心的農業者の年齢

70歳以上が44人(42.3%)で最も多く、農業者の高齢化が見てとれます。



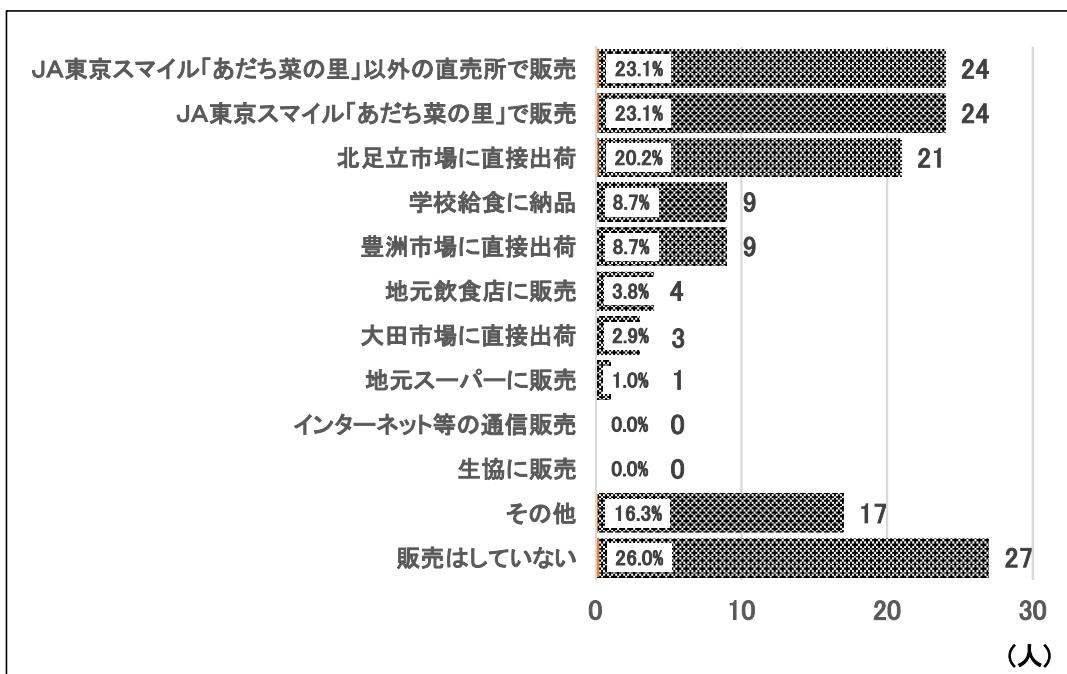
イ 農業後継者の有無

農業後継者が「すでに従事している」22人(21.2%)が約2割で、「決まっている」6人(5.8%)、「今は確定していないが、将来は従事する見込み」21人(20.2%)と合わせた後継者のいる農業者の割合は5割弱となっています。一方で、「特にいない」が53人(51.0%)と、後継者問題が顕著な状況にあります。



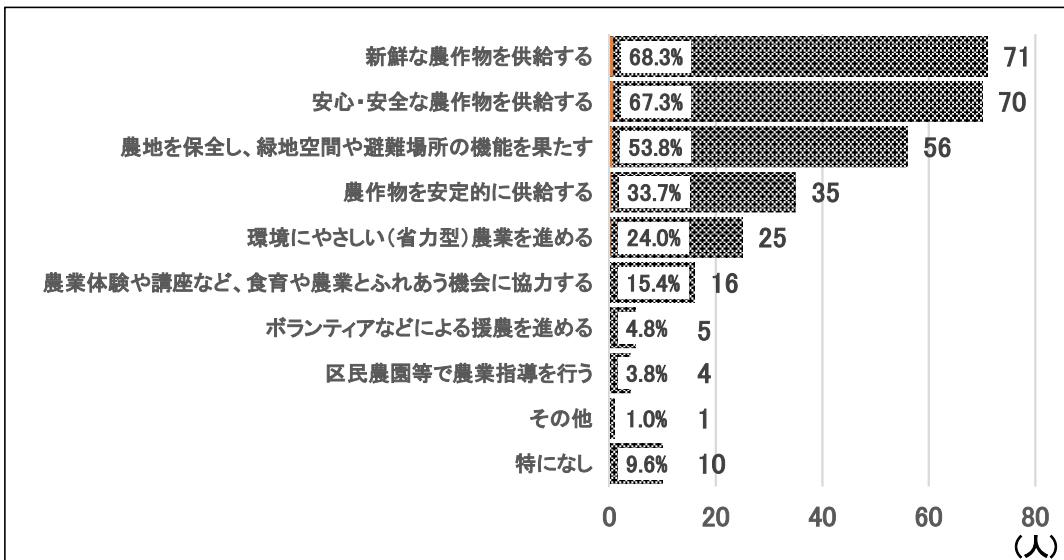
ウ 農産物の主な出荷先

農産物の主な出荷先として『市場に直接出荷』43人(41.3%)が4割強と最も多く、市場出荷型農業者が多いことがわかります。「JA東京スマイル農産物直売所(あだち菜の郷)で販売」と「個人に相対で販売」がそれぞれ24人(23.1%)と直売所販売の数字が多くなっています。一方、「販売はしていない」農業者も27人(26.0%)と多くいます。



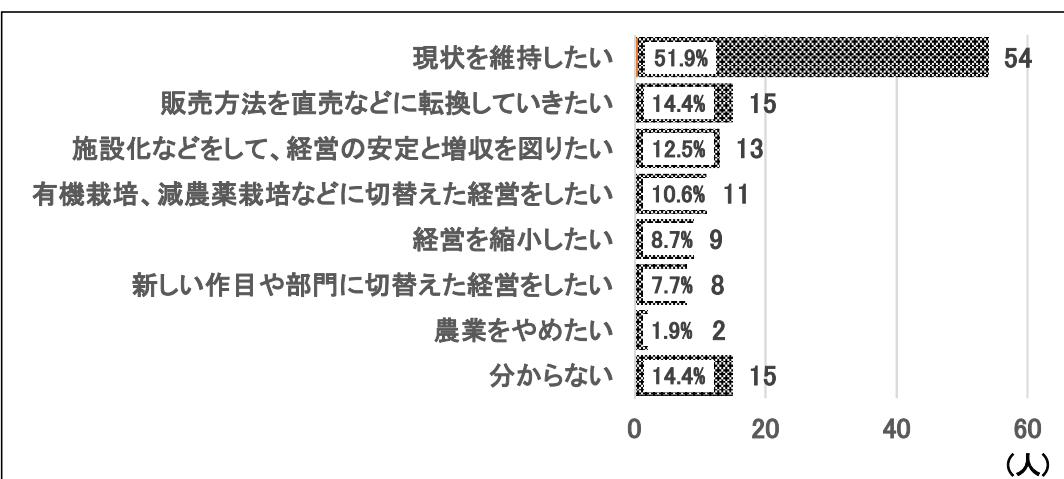
エ 区民・消費者のかかわりの中で重要なこと

区民・消費者のかかわりの中で重要なと考えられることとして「新鮮な農産物を供給する」71人(68.3%)と「安心・安全な農作物を供給する」70人(67.3%)が約7割で最も多くなっています。一方「農地を保全し、緑地空間や避難場所の機能を果たす」56人(53.8%)という農地の多面的機能を重要と考えている農業者も5割強います。



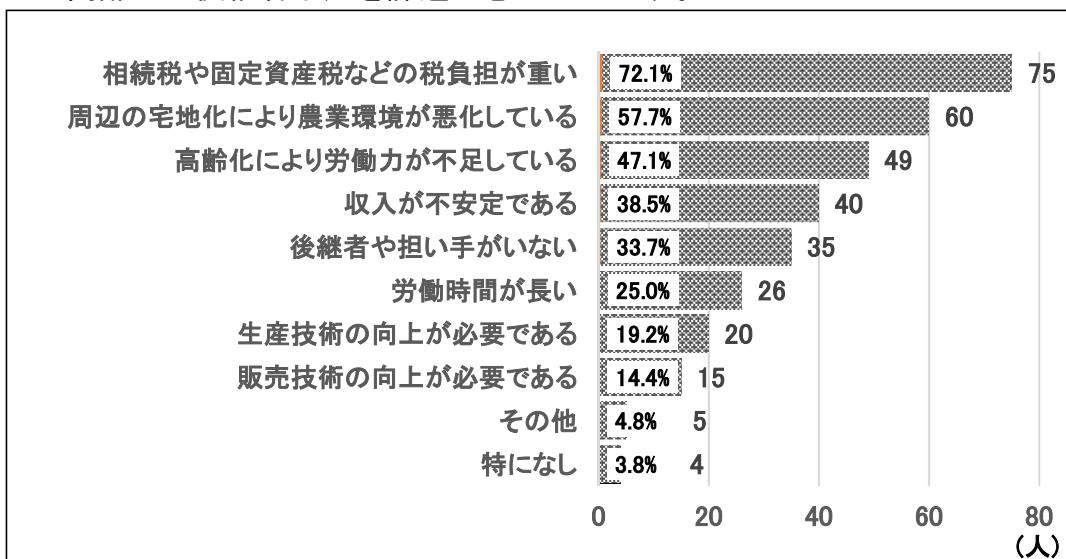
オ 今後の農業経営の方向

今後の農業経営の方向について、「現状を維持したい」54人(51.9%)が最も多く5割強となっています。また、「施設化などをして、経営の安定と増収を図りたい」13人(12.5%)と考えている意欲的な農業者が1割強いることがわかります。一方、「経営を縮小したい」9人(8.7%)、「農業をやめたい」2人(1.9%)と考えている方も合わせて約1割存在します。



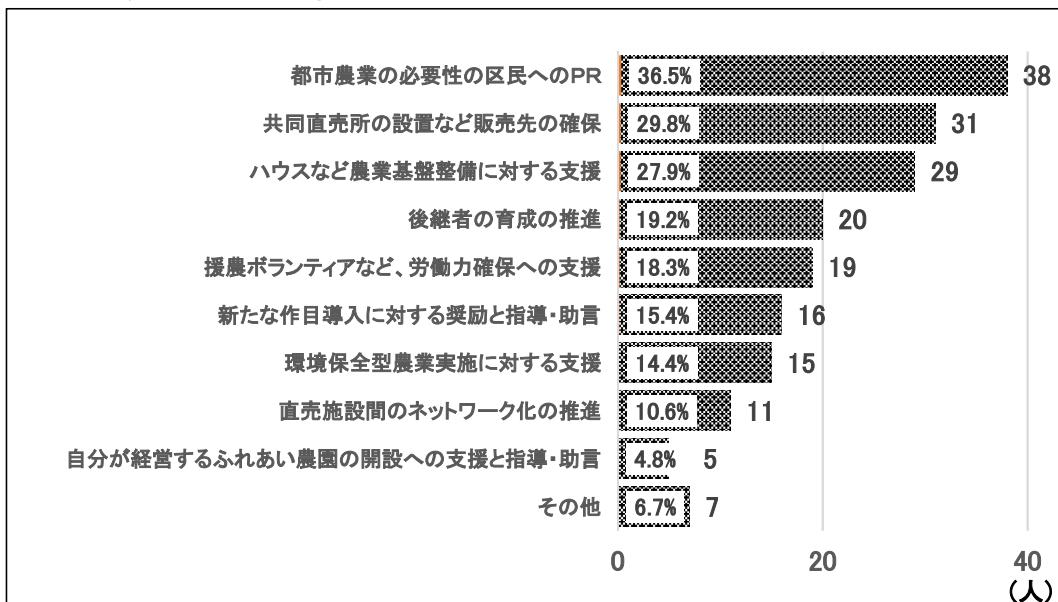
力 農業経営で問題と感じていること

農業経営上の問題点として、「相続税や固定資産税などの税負担が重い」75人(72.1%)が7割強と最も多くなっています。また、「高齢化により労働力が不足している」が49人(47.1%)となっており、約5割の農業者が高齢化・後継者不足を課題と感じています。



キ 農業・農地を保全するために区に望むこと

農業・農地を保全するために区に望むこととして、「都市農業の必要性の区民へのPR」38人(36.5%)が最も多く、3割強の農業者が農業経営を続けるためには、都市農地の必要性について区民・消費者の理解が必要と考えています。次いで、「共同直売所の設置など販売先の確保」31人(29.8%)、「ハウスなどの農業基盤整備に対する支援」29人(27.9%)という農業経営に直接関わることを区に望んでいることがわかります。



4 (区民) 農地・農業に対する意識について (抜粋)

(1) 調査の概要

ア 調査期間 令和7年9月8日～令和7年10月13日
イ 調査方法 足立区オンライン申請システム及びあだち区民まつりにおいてアンケート実施

(ア) 子どもアンケート

- ① 調査対象 区内の小学4・5・6年生、中学生
- ② 回答数 163人 (小学生157、中学生6)

(イ) 消費者アンケート

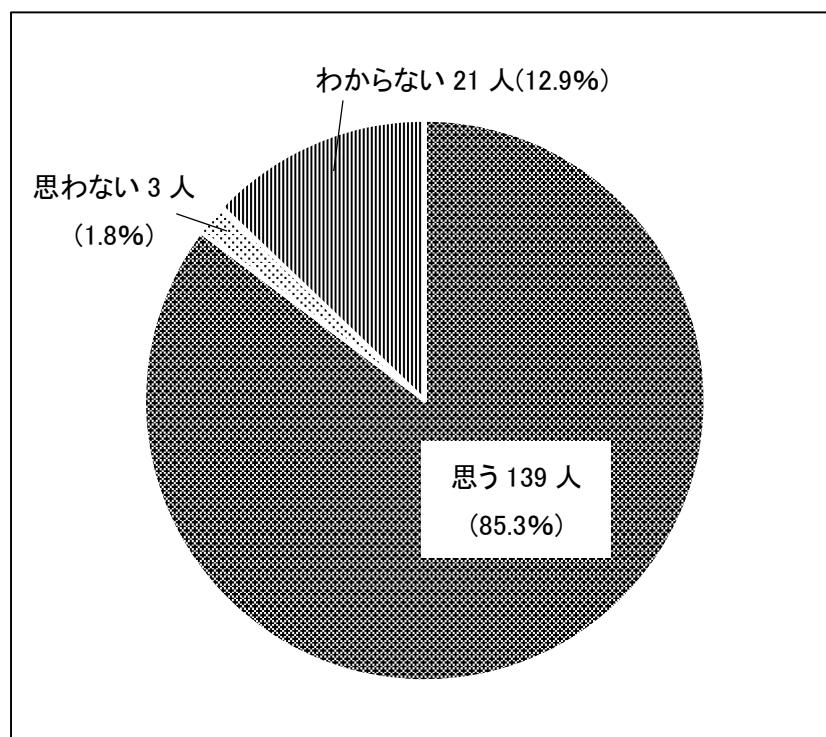
- ① 調査対象 満15歳以上の足立区民
- ② 回答数 378人

(2) 調査結果

ア 子どもアンケート

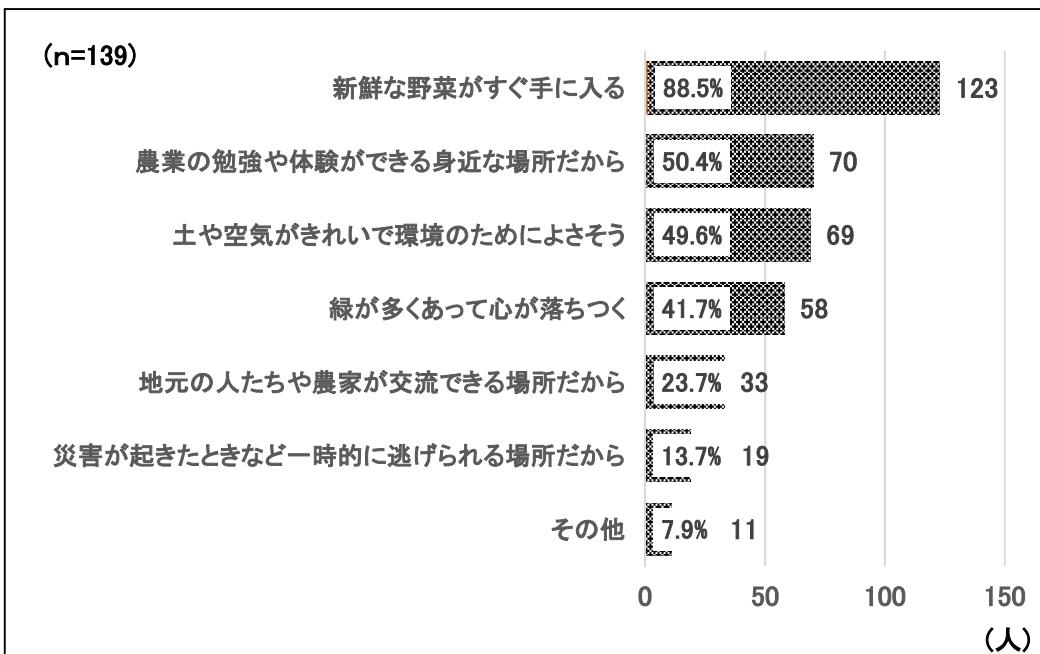
(ア) 区内に農地があったほうがよいと思うか

(区内に農地があったほうがよいと)「思う」が139人(85.3%)、「思わない」が3人(1.8%)で8割を超える子どもたちが、区内に農地があったほうがよいと思っています。



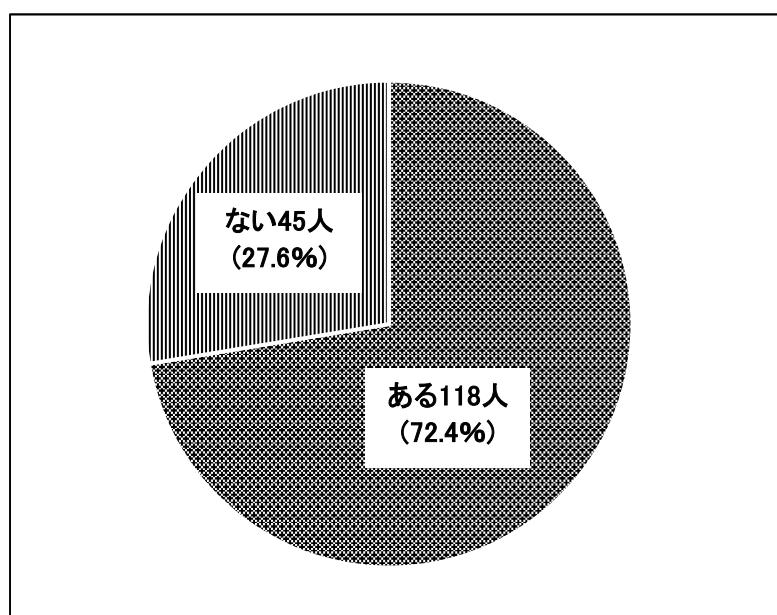
(イ) 区内に農地があったほうがよい理由

「新鮮な野菜がすぐ手に入る」が123人(88.5%)で最も多く、次いで「農業の勉強や体験ができる身近な場所だから」が70人(50.4%)、「土や空気がきれいで環境のためによさそう」が69人(49.6%)で続いている。



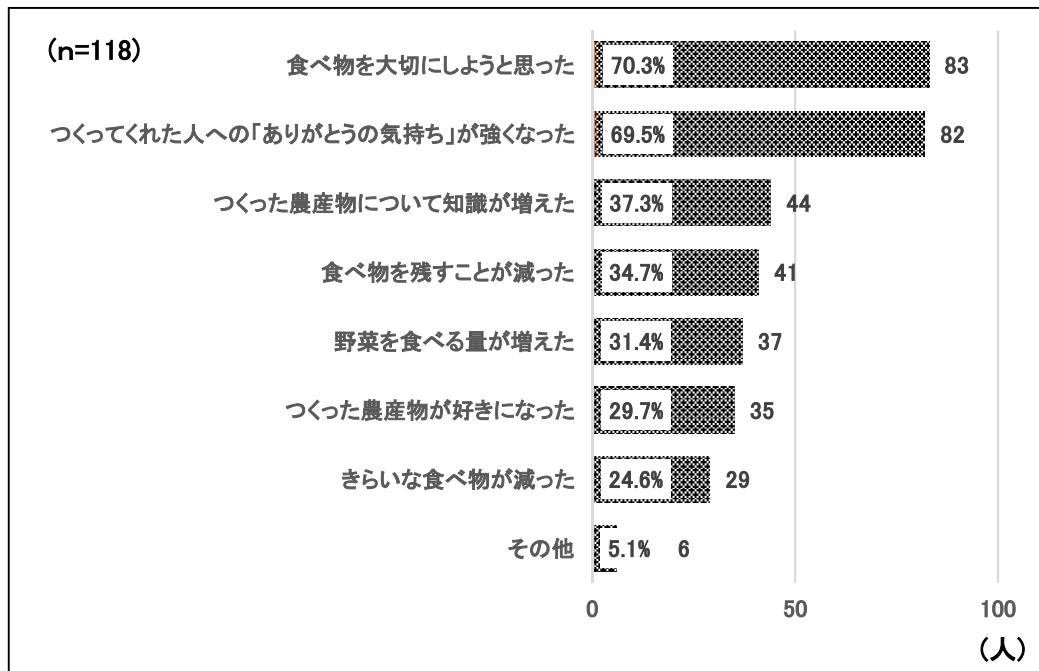
(ウ) 農業体験授業について

(農業体験をしたことが)「ある」が118人(72.4%)、「ない」が45人(27.6%)です。



(エ) 農業体験のよかったです

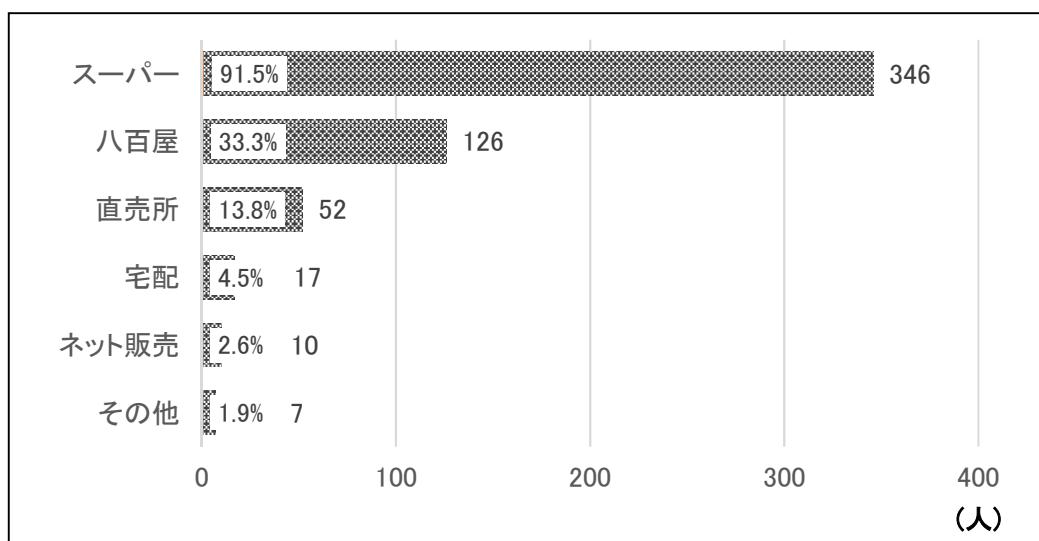
「食べ物を大切にしようと思った」83人 (70.3%) と「つくってくれた人への「ありがとうの気持ち」が強くなった」82人 (69.5%) が多く、続いて「つくった農産物について知識が増えた」44人 (37.3%) と「食べ物を残すことが減った」41人 (34.7%) が続いています。



イ 消費者アンケート

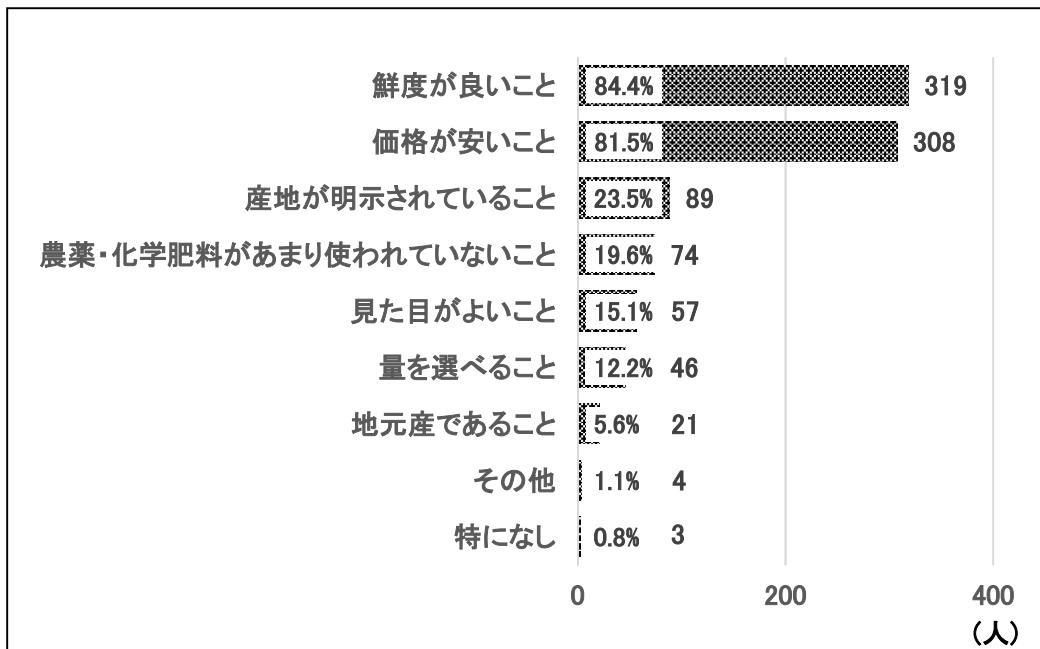
(ア) 野菜の購入先

「スーパー」が346人 (91.5%) で最も多く、次いで「八百屋」126人 (33.3%)、「直売所」52人 (13.8%) が続いています。



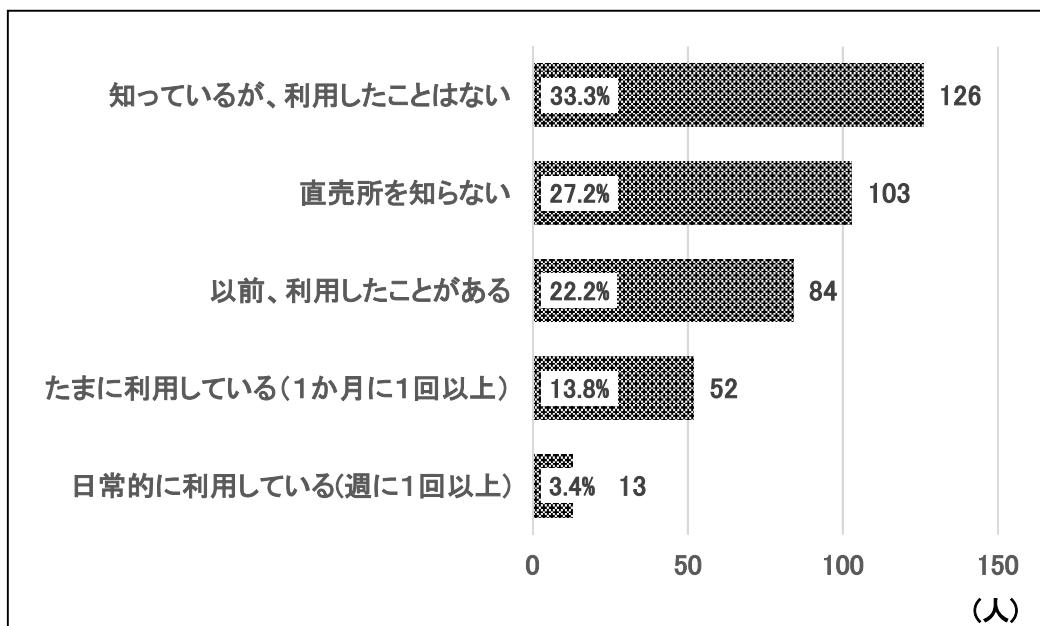
(イ) 野菜の購入条件

「鮮度がよいこと」が 319 人 (84.4%)、「価格が安いこと」が 308 人 (81.5%) で多い。



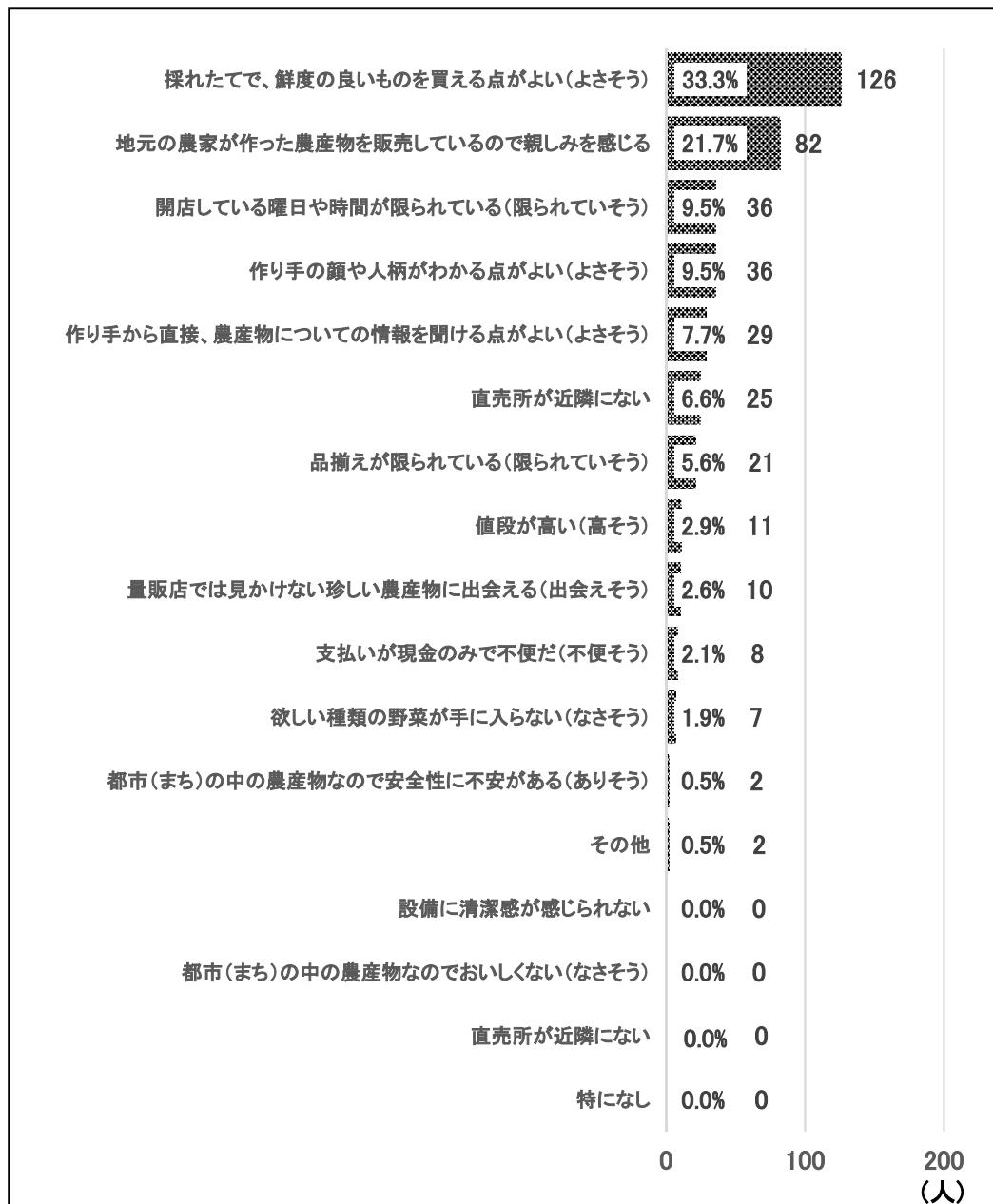
(ウ) 直売所の利用度

「知っているが、利用したことはない」が 126 人 (33.3%) で最も多く、次いで「直売所を知らない」103 人 (27.2%)、「以前、利用したことがある」84 人 (22.2%) が続きます。



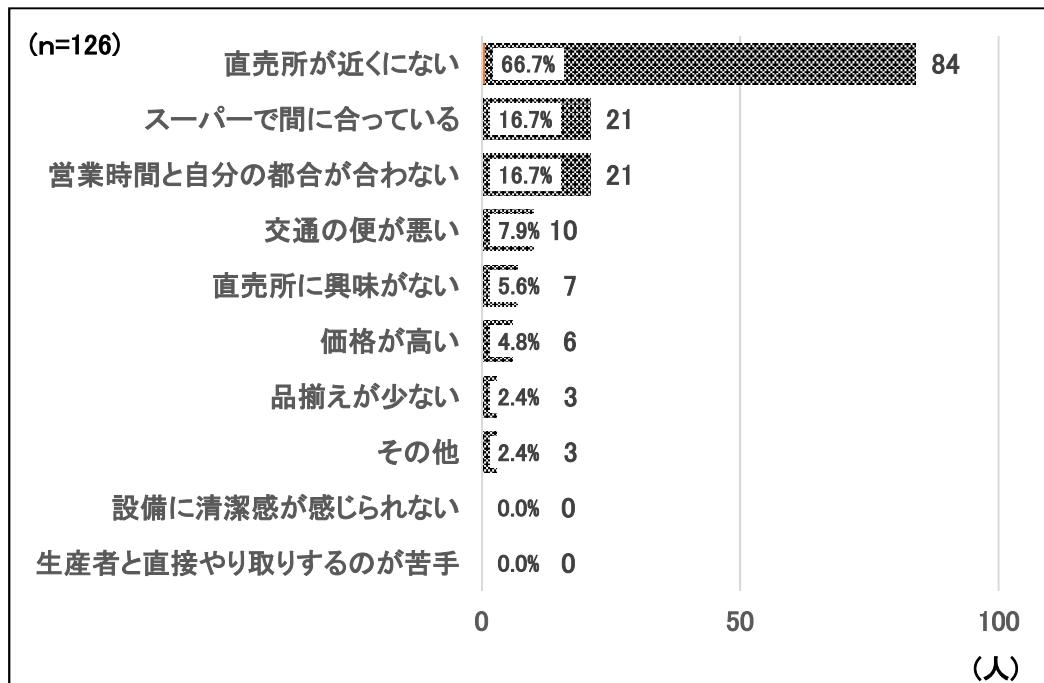
(エ) 直売所の印象

「採れたてで、鮮度の良いものを買える点がよい（よさそう）」が 126 人（33.3%）で最も多く、次いで「地元の農家が作った農産物を販売しているので親しみを感じる」82人（21.7%）、「開店している曜日や時間が限られている（限られていそう）」36人（9.5%）、「作り手の顔や人柄がわかる点がよい（よさそう）」36人（9.5%）が多い。



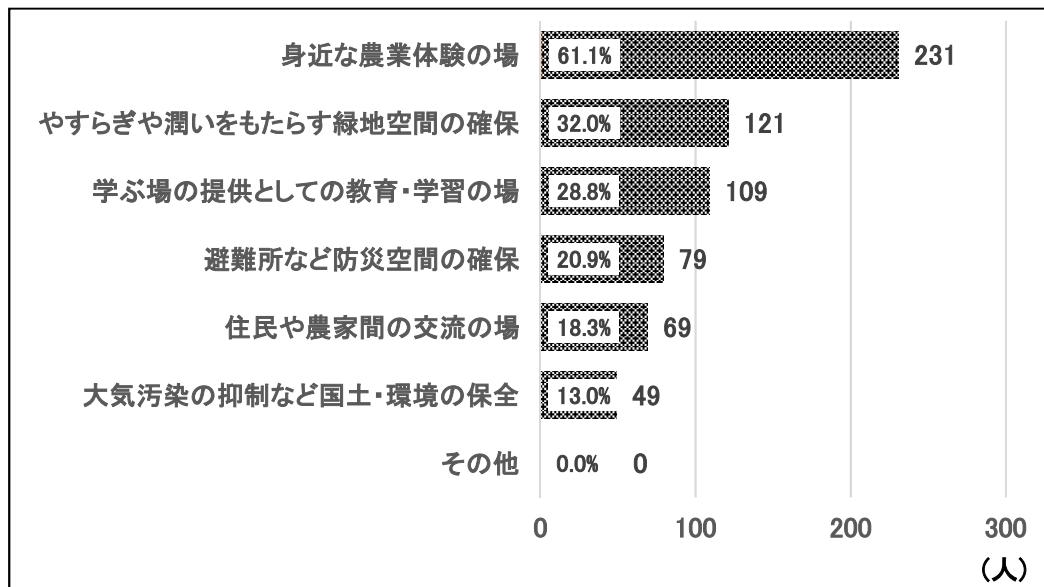
（才）直売所を利用しない理由

「直売所が近くにない」が84人（66.7%）で最も多く、次いで「スーパーで間に合っている」21人（16.7%）、「営業時間と自分の都合が合わない」21人（16.7%）が続きます。



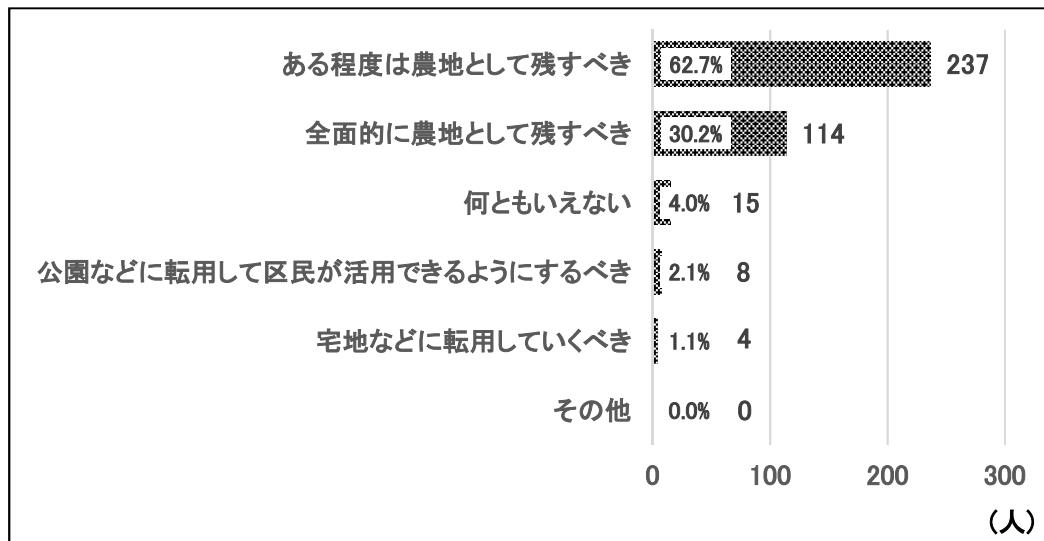
（力）都市の中にある農地の役割

「身近な農業体験の場」が231人（61.1%）で最も多く、次いで「やすらぎや潤いをもたらす緑地空間の確保」121人（32.0%）、「学ぶ場の提供としての教育・学習の場」109人（28.8%）が多い。



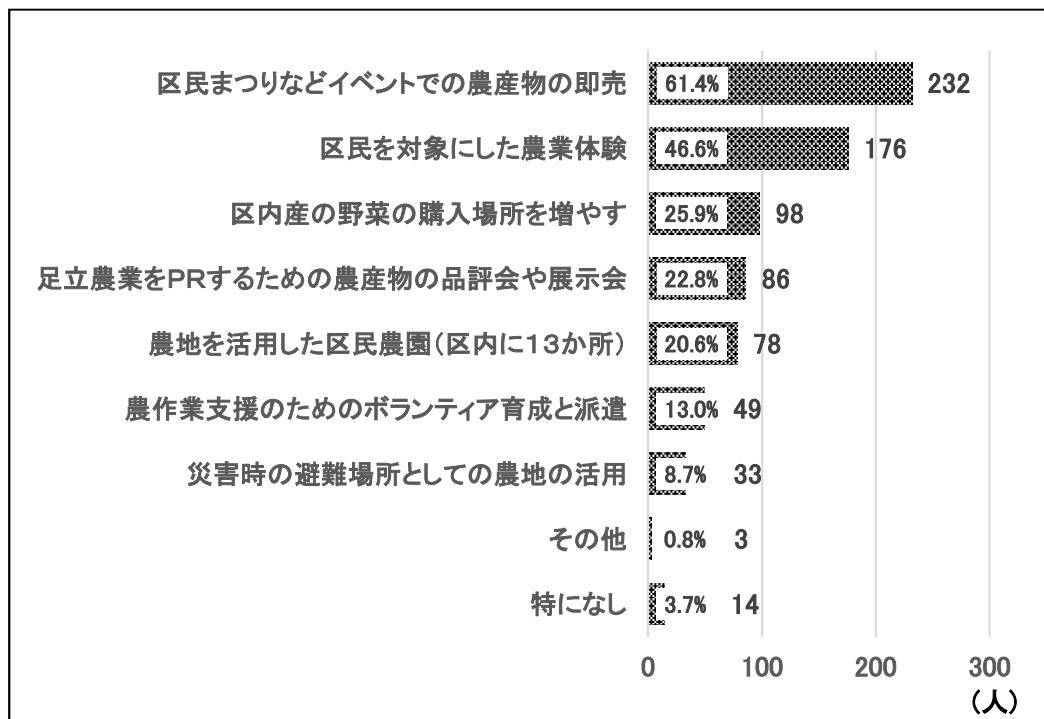
(キ) 都市の中にある農地の方向性

「ある程度は農地として残すべき」237人(62.7%)と「全面的に農地として残すべき」114人(30.2%)を合わせた『農地として残すべき』が9割を超えています。



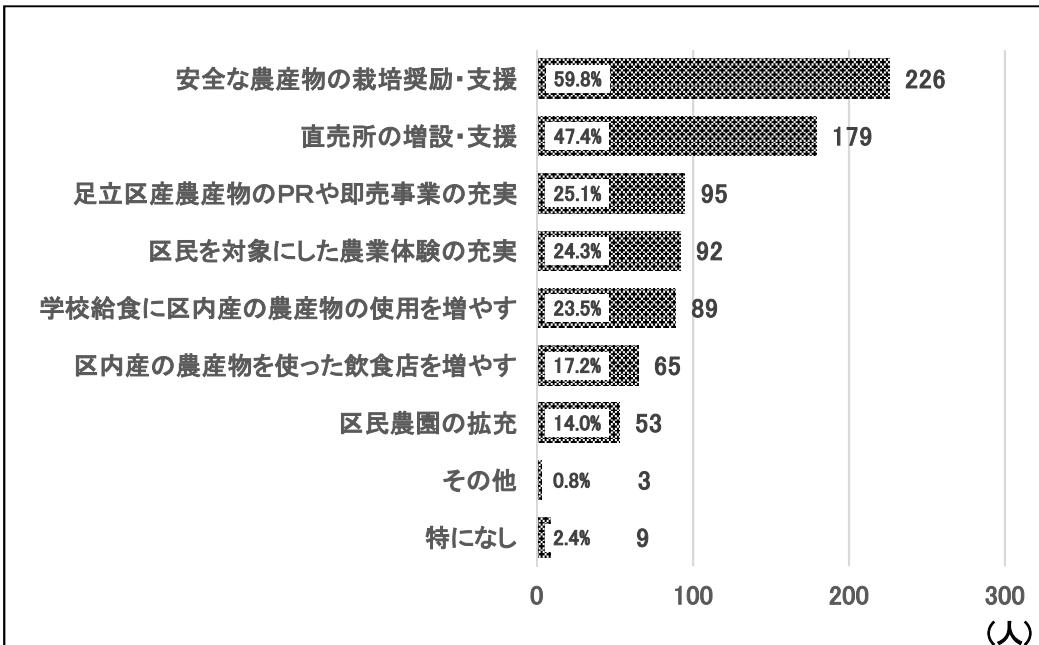
(ク) 足立区の都市農業理解推進に関して

「区民まつりなどイベントでの農産物の即売」が232人(61.4%)で最も多く、「区民を対象にした農業体験」が176人(46.6%)で続いています。



(ヶ) 期待する足立区の農業支援

「安全な農産物の栽培奨励・支援」が 226 人 (59.8%) で最も多く、次に「直売所の増設・支援」が 179 人 (47.4%) で多い。



(コ) 農業に関して今後やってみたいこと

「自分で食べる野菜を自分で育てる」が 208 人 (55.0%) で最も多く、「毎日の食事に区内産の新鮮な野菜を取り入れる」 92 人 (24.3%)、「ボランティアとして収穫時期などに農家の手伝いをする」 85 人 (22.5%) が続いている。

